

会 議 録 目 次

平成 1 8 年第 1 回海田町議会 3 月定例会（第 1 日目）

平成 1 8 年 3 月 7 日（火）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第 2	会期の決定について……………	5
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	7
	（１）議 会 報 告	
	（２）行 政 報 告	
	（３）報告第 1 号 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公 共団体の数の増加及び組合規約の変更について	
	（４）報告第 2 号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公 共団体の数の増加及び組合規約の変更について	
日程第 4	同意第 1 号 教育委員会委員の任命の同意について……………	1 4
日程第 5	第 1 号議案 町道の路線の認定について……………	1 5
日程第 6	第 2 号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	2 5
日程第 7	第 3 号議案 海田町営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条 例の制定について……………	2 6
日程第 8	第 4 号議案 平成17年度海田町一般会計補正予算（第 7 号）……………	3 2
日程第 9	第 5 号議案 平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 3 号）……………	4 9
日程第10	第 6 号議案 平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	5 1
日程第11	第 7 号議案 平成17年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	
日程第12	第 8 号議案 平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
日程第13	第 9 号議案 平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第 4 号）…	5 6
日程第14	施 政 方 針……………	6 2

平成18年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成18年3月7日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月7日 (火) 9時00分宣告 (第1日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (15名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (15名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
理	事	山 本 義 彦
総 務 部	長	因 幡 貞 男
福 祉 保 健 部	長	上 條 正 弘
参 事 (行政改革推進担当)		富 田 征
建 設 部	長	児 玉 正 克
行 政 改 革 推 進 課	長	西 本 徹 郎
企 画 課	長	大久保 裕 通
財 政 課	長	内 田 和 彦
総 務 課	長	窪 地 満
地 域 振 興 課	長	臼 井 真
税 務 課	長	永 海 房 雄
住 民 課	長	貝 原 陽 子
福 祉 課	長	植 野 敏 彦
高 齢 福 祉 課	長	上 村 直 樹
保 健 セ ン タ ー 所	長	木 原 晴 彦
監 理 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
都 市 整 備 課	長	金 子 幹 雄
教 育 委 員	長	瀧 川 昌 俊
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
上 下 水 道 部	長	木 原 正 博
上 下 水 道 部 次 長		新 浜 憲 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	園 山 純
主 幹	濱 吉 計 守
主 事	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報告第1号 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

(4) 報告第2号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第5 第1号議案 町道の路線の認定について

日程第6 第2号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第3号議案 海田町営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第4号議案 平成17年度海田町一般会計補正予算（第7号）

日程第9 第5号議案 平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 第6号議案 平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 第7号議案 平成17年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第8号議案 平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 第9号議案 平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第14 施 政 方 針

日程第15	一 般 質 問	
日程第16	第10号議案	海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	第11号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	第12号議案	海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例の制定について
日程第19	第13号議案	海田町国民保護協議会条例の制定について
日程第20	第14号議案	海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	第15号議案	海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	第16号議案	海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	第17号議案	海田町入学支度金支給条例を廃止する条例の制定について
日程第24	第18号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	第19号議案	海田町美しいまちづくりに関する条例の制定について
日程第26	第20号議案	海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	第21号議案	海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	第22号議案	海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	第23号議案	海田町児童クラブ条例の制定について
日程第30	第24号議案	海田町公民館条例及び海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	第25号議案	海田町営水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
日程第32	第26号議案	平成18年度海田町一般会計予算
日程第33	第27号議案	平成18年度海田町公共下水道事業特別会計予算
日程第34	第28号議案	平成18年度海田町国民健康保険特別会計予算
日程第35	第29号議案	平成18年度海田町老人保健特別会計予算

日程第37 第31号議案 平成18年度海田町水道事業会計予算

午前9時00分 開会

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成18年第1回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第37に至るものでございます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、11番、河野議員、12番、崎本議員を指名いたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月22日までの16日間と決
します。

午前9時01分 休憩

午前9時03分 再開

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間と決しております。

5

ご承知のとおりでございます。今後のご活躍を待つべきものが誠に大なるとき、再びこの議場において相まみえることができないことを深く哀れむものでございます。ご遺族の方のご臨席を得ておりますので、齋木貞暁議員のご逝去を悼み、謹んで哀悼の誠を捧げるとともに、ご冥福をお祈りいたすため、黙禱を捧げたいと思います。ご起立をお願いいたします。黙禱。

(黙禱)

○議長（原田）黙禱を終わります。着席願います。

この際、弔意を表するため岡田議員から発言を求められておりますので、これを許します。岡田議員。

○3番（岡田）追悼の言葉。

齋木貞暁議員には、2月24日早朝、ご逝去されました。ここに謹んで追悼の言葉を申し上げます。

お亡くなりになる前、元気な声で電話をいただき、「手術は成功した。もう少しで退院をするので、よろしく頼む」とおっしゃっておられました。また、定例議会での一般質問の心配もされておられました。これからの議会ではあなたの一般質問も、堂々たる弁舌も、ちょうちょうはっしの声も聞くことができません。何と空席の占める位置の大きいことでしょう。痛恨のきわみであります。

昨年12月9日、大阪の病院で検査を受け、議員が一堂に会して行った忘年会に駆けつけられ、あの太友の急な階段を上りおりされておられました。そして、12月20日に予定していた建設産業委員会も心配をしておられました。12月19日に大阪の循環器センターに向かわれ、1月26日には11時間にも及ぶ大手術を受けられました。議員としてもっと働きたいとの思いで、意を決しての手術であったと思います。大変な手術であったにもかかわらず、ご病気の奥様のことを心配されて、早々に広島の県病院に転院されました。元気で退院されるとばかり思っていたやさき、あなたの不幸に接し、もう一踏ん張りの思いだったでしょう、さぞ無念であったろうと思います。

あなたが初めて町議会議員になられたのは、敗戦の色を残す復興期、昭和32年でした。旧軍用地の払い下げ問題などに奔走されたと聞いています。また、上水道特別委員会委員として上水道の整備にも貢献をされました。その後、県議会議員に転身され、平成13年に再び町議会議員となられ、一心に本町のために尽くされました。あなたが少年時代に遊んだ山、川、海が開発で次々と変貌し、今のありようを嘆かれ、その整備を熱望され

ておられました。とりわけ新駅や農業公園の構想、海田湾の有効利用などに並々ならぬ思いをはせておられました。最年長でありながら、卓越した行動力で、町政のみならず県政・国政を視野に入れた議会報告を発行され、町民主人公の立場での議員活動には敬服をいたしました。よわい80年、そのバイタリティーにただ驚かされるばかりであります。建設産業委員会の研修視察に同行しても、至るところ知己ありで、誠に頼もしく、その広範な交際にはただ驚かされました。議会議員として、政治家として、生涯を郷土愛に捧げられたあなたのご功績に改めて深く深く感謝を申し上げます。

そして、我々も、立場こそ違いますが、議会人としてあなたの生き方に敬意を表します。あなたの行動力を手本に精いっぱい頑張ってまいります。あなたの人生は少し忙し過ぎたようにも思います。風雪去って、桜のつぼみもほどなく膨らむでしょう。今はただごゆっくりとお休みください。

本日ご臨席いただきましたご遺族の皆様に感謝を申し上げ、心からご冥福をお祈りいたします。追悼の言葉といたします。

○議長（原田）以上で斎木貞暁議員の追悼を終わります。

ここで、ご遺族のご退席のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時05分 休憩

午前9時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております。海田地区消防組合議会と安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、後ほどそれぞれ報告していただきますが、その他、主なものといたしましては、2月22日に平成17年度自治功労者等表彰式並びに議員研修会が開催されました。

次に、海田地区消防組合議会につきましては、去る12月22日及び2月8日に定例議会が開催されておりますので、消防議会の概略について、本議会選出の議員より報告を求めることといたします。多田議員。

○7番（多田）ただいま、議長から指名がございましたので、昨年12月22日に開かれた平成17年第5回定例会及び2月8日に開かれた平成18年第1回定例会の報告をさせていた

だきます。

まず、平成17年第5回定例会についてですが、提出事件は、報告1件、専決処分の承認2件、決算認定、条例改正2件、補正予算1件でした。報告第2号につきましては、救急活動中に起きた車の損傷による損害賠償額の決定で、11万3,190円で平成17年11月24日に専決処分したものでした。承認第5号、第6号につきましては、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、11月24日に専決処分したもので、それぞれ12月期の期末手当を0.05カ月分増額する改正などを行ったものでした。全会一致で承認されました。第6号議案、平成16年度決算の認定につきましては、歳入総額18億4,585万3,837円、歳出総額18億3,519万6,077円、繰越額1,065万7,760円で認定されました。続いて、第7号議案、海田地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況を条例制定により公表を義務化されたことによるものでした。第8号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の給与勧告及び構成市町の給与改定に準じて1月1日から、行政職で0.3%、消防職で0.97%、配偶者の扶養手当を500円、それぞれ減額し、4月1日から調整手当を地域手当に改正するものでした。第9号議案、平成17年度海田地区消防組合一般会計予算は、給与改定に伴う執行残等で、歳入歳出予算総額から466万5,000円を減額するものでした。いずれも全会一致で可決されました。

また、2月8日に開かれた定例会につきましては、18年度の当初予算についてでした。歳入歳出予算総額は16億8,216万5,000円で、昨年度より8,889万9,000円少ないものでした。本町の分担金は3億2,721万4,000円で、負担割合は19.82%、昨年より1,109万2,000円少ない額となっております。全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局で保管しておりますので、ご参照ください。以上で報告を終わります。

○議長（原田）続いて、安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、去る12月27日及び2月17日に定例議会が開催されておりますので、議会の概略について、安芸地区衛生施設管理組合議会議員の福祉保健部長から報告を求めることにいたします。福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）それでは、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告をいたします。組合議会は昨年の12月27日及び本年の2月17日の2回開催されました。

初めに、12月27日に開催された平成17年第2回組合議会定例会では、付議案件は報告

2件、議案8件でございました。専決処分の報告2件につきましては、広島県市町村職員退職手当組合並びに広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加に伴う組合規約の変更についてであります。主な内容は、いずれも合併に伴い改正するものでございます。全会一致で承認されました。次に、議案8件につきましては、これから内容を説明いたしますが、いずれも全会一致で可決されております。まず、議案第6号及び7号は、広島県市町村職員退職手当組合規約並びに広島県市町村公務災害補償組合規約の変更について専決処分をしたものでございます。次に、議案第8号及び9号は、人事院勧告に伴い、職員の給与に関する条例並びに組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございました。次に、議案第10号費は、安芸地区衛生施設管理組合安芸クリーンセンター設置管理条例の一部を改正するもので、事業系一般廃棄物の処理手数料を4月1日から10キログラム当たり84円を98円に改定するものでございます。改定理由は、処理費の高騰や近隣の状況等によるものでございます。議案第11号、平成16年度各会計の歳入歳出決算の認定につきましては、監査委員から各会計とも適正に処理されているとの報告を受けました。続きまして、議案第12号、平成17年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算につきましては、決算剰余金等に伴い、歳入歳出予算の総額に176万円を追加するものでございました。議案第13号、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましては、負担金及び繰越金の減額に伴い補正を行うもので、歳入歳出予算の総額から1,088万4,000円を減額するものでございます。

次に、2月17日に開催された平成18年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正外4件の議案が上程され、全議案とも提案どおり全会一致で可決されております。それでは、議案第1号ですが、職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与及び諸手当を改定するものでございます。議案第2号、職員の旅費に関する条例の一部改正については、行財政改革の一環として、日帰り出張は日当を廃止するなど、旅費規程の見直しをするものでございます。議案第3号は、組合経費の関係市町負担金の負担方法につきましては、組合規約第12条第3項の規定により、毎年度、組合議会の議決を経て定めることになっております。負担方法につきましては、これまでと同様の方式で算定するものであり、均等割5%、人口割95%で算定した額を負担するというものでございます。平成18年度の一般会計に係る負担金については、総額5億1,262万6,716円で、このうち本町の負担は6,771万1,632円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計に係る負

担金は、総額 9 億 4,482 万 8,000 円で、本町の負担額は 2 億 3,623 万 561 円になっております。次に、議案第 4 号、平成 18 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算、これは主としてし尿関係の予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 6 億 2,687 万 8,000 円としております。これは当初予算比較で 10.8% の減となっております。議案第 5 号、平成 18 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、運転保守管理業務委託や公債費の償還金、地元対策費負担金など、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 10 億 4,161 万 9,000 円としております。これは、前年度当初予算比較で 1 億 4,590 万 1,000 円、16.3% の増となっております。

以上で説明を終わりますが、関係資料は議会事務局で保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

○議長（原田）以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日は多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。12 月定例議会後の行政執行の状況についてご報告を申し上げます。

初めに、2 月 7 日に同志社大学の真山教授を講師としてお招きし、「分権時代における地方自治のあり方と協働のまちづくり」をテーマにまちづくり講演会を開催したところ、154 名の参加がございました。今後、ご講演いただいた内容を踏まえ、住民の皆様と一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、1 月 8 日に海田小学校グラウンドにおきまして、消防団員、消防職員、少年消防クラブ員など、約 300 名が参加して平成 18 年消防出初め式を行いました。当日は好天に恵まれ、町民の皆様約 700 名が、自衛消防隊をはじめとする各種の消火訓練やはしご乗りを参観され、防火意識の高揚を図ることができました。

また、同日に平成 18 年成人祭を海田公民館において開催いたしました。出席者は 214 名で、約 57% の出席率でございました。式典におきましては、新成人の皆さんが厳粛な態度でお祝いの言葉に耳を傾け、続いて実行委員会が中心となり行われた記念パーティーでは楽しいひとときを過ごされておりました。今年の成人祭は 3 連休の中日である日曜日に開催しましたところ、帰省しやすい等の理由により好評でございました。来年も同様に 3 連休の中日に開催したいと考えております。

続きまして、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、4 月から障害

者自立支援法が施行されます。本町におきましても、利用者等を対象とした説明会等を実施するなど、新しい制度にスムーズに移行するための準備を進めております。

次に、広島ガステクノ株式会社が建設を進めております自動車解体ごみ再資源化施設に係る公害防止協定書でございますが、町民の健康の保持と環境の保全を図るため、皆様からいただいたご意見を十二分に踏まえ、3月中に締結をする予定でございます。

続きまして、福祉センター3階の健康増進コーナーに筋力向上トレーニング機器の整備を行いました。2月14日火曜日からは、指導者を配置し、曜日と時間を限定しながら開放事業を実施しておられます。今後は、健康増進プールを含めた幅広い利活用が図られ、町民の心身の健康増進につながるものと考えております。

次に、公園事業でございますが、海田総合公園管理棟の軽食コーナーが1月5日からオープンし、公園に来られる多くの方々に利用され、好評を博しているところでございます。

続きまして、東広島バイパスの整備でございますが、海田東インターから中野インターまでの約2.7キロメートルが完成し、3月25日の午後3時から一般車両の通行ができることとなりました。

次に、昨年11月22日に広島市安芸区で下校途中の児童が殺害されるという痛ましい事件が起きました。事件後、町内の各小・中学校は集団下校体制に切りかえるとともに、保護者や地域の方々による通学路のパトロールや見守り活動に支えられ、下校時間帯での子どもの安全を確保しているところでございます。また、昨年12月21日に、登下校時を中心とした子どもの安全対策を総合的に推進するため、海田町子ども安全対策推進本部を設置いたしました。当面の対策として、登下校時の子どもの見守りや通学路のパトロールなどを行う学校安全ボランティアの募集、集団下校体制の維持など、9項目を取りまとめました。今後、登下校時の子どもを守る安全対策につきましては、住民の皆様のご協力を得ながら推進してまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告2件、同意1件、町道認定1件、条例制定5件、条例改正11件、条例廃止2件、補正予算6件、当初予算6件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原田）以上で行政報告を終わります。

続いて、報告第1号、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増

加及び組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第１号、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について。広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体に大竹市、竹原市、宮島競艇施行組合が平成18年４月１日から加入すること及び市町の合併に伴い、規定を整理することから、組合規約の改正について専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）報告第１号、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明いたします。議案書の１ページをお開きください。また、あわせて資料１の「広島県市町職員退職手当組合規約新旧対照表」をお出してください。今回の改正は、平成18年４月１日から、大竹市、竹原市、宮島競艇施行組合が新たに広島県市町職員退職手当組合に加入することに伴う組合規約の変更でございます。あわせて、従前から組合を組織していた団体の市町合併に伴う脱退がありますので、組合規約を改正することについて、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき町議会に報告をさせていただくものでございます。専決処分年月日は平成18年２月22日でございます。

専決処分の内容でございますが、平成18年４月１日から、大竹市、竹原市、及び一部事務組合の宮島競艇施行組合が新たに加わるものでございます。また、市町合併に係る構成市町の変更といたしまして、佐伯郡宮島町、大野町が平成17年11月３日に廿日市市と合併したことに伴い、佐伯郡の項を削ること、豊田郡瀬戸田町が平成18年１月10日に尾道市と合併したことに伴い、瀬戸田町を削ること、深安郡神辺町が平成18年３月１日に合併したことに伴い、深安郡がなくなることから、これを削ること、また、市町合併により解散した一部事務組合として瀬戸田町因島市中学校組合、廿日市・大野衛生組合がそれぞれ脱退となったものでございます。今回の規約改正の結果、組合を組織する団体の状況でございますが、６市11町15一部事務組合の計32団体から８市８町14一部事務組合の計30団体となるものでございます。この改正規定は平成18年４月１日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号については、これをもって終結いたします。

続いて、報告第2号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第2号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について。広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体に大竹市が平成18年4月1日から加入すること及び市町の合併に伴い、規定を整理することから、組合規約の改正について専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）報告第2号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。また、あわせて資料2の「広島県市町公務災害補償組合規約新旧対照表」をお出してください。今回の改正は、平成18年4月1日から、大竹市が新たに広島県市町公務災害補償組合に加入することに伴う組合規約の変更でございます。あわせて、従前から組合を組織していた団体の市町合併に伴う脱退がありますので、組合規約を改正することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき町議会に報告をさせていただくものでございます。専決処分年月日は平成18年2月22日でございます。

専決処分の内容でございますが、平成18年4月1日から、大竹市が新たに加わるものでございます。また、市町合併に係る構成市町の変更として、因島市、豊田郡瀬戸田町が平成18年1月10日に尾道市と合併したことにより、それぞれ削ること、佐伯郡宮島町、大野町が平成17年11月3日に廿日市市と合併したことにより佐伯郡の項を削ること、深安郡神辺町が平成18年3月1日に福山市と合併したことにより、深安郡の項を削ること、また、市町合併により解散した一部事務組合として瀬戸田町因島市中学校組合、深品環境衛生組合、廿日市・大野衛生組合がそれぞれ脱退となるものでございます。今回の規約改正の結果、組合を組織する団体の状況でございますが、7市13町17一部事務組合の計37団体から7市9町14一部事務組合の計30団体となるものでございます。この改正規

定は平成18年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第2号については、これをもって終結いたします。

これにて、諸般の報告のすべてを終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、同意第1号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第1号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります林孝さんの任期が平成18年3月23日をもって満了するため、引続き同氏を任命したいので、同意をお願いするものでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）同意第1号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。現教育委員会委員の林孝さんの任期が平成18年3月23日をもって満了となることから、再任として引続き林さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命をするものでございます。任期は4年間でございます。教育委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限等について管理し、執行するものでございます。

それでは、林孝さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和○年○月○日生まれで、現在○歳でございます。住所は○○○○○○○○○○にお住まいでございます。職歴でございますが、昭和56年4月に広島大学教育学部助手を経て、昭和58年4

月から徳島文理大学家政学部講師、昭和62年4月から徳島文理大学家政学部助教授、平成元年4月から広島大学学校教育学部助教授、平成13年4月から広島大学大学院教育学研究科助教授に就任され、現在に至っております。また、平成14年3月から海田町教育委員会委員としてご活躍をいただいている方でございます。これまでの実績を踏まえ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第1号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第1号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、同意第1号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第1号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第1号議案、町道の路線の認定について。寄附を受けた道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）それでは、道路認定につきましてご説明いたします。1号議案とあわせて資料3の町道路線認定箇所図をお願いいたします。町道の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。今回議決をお願いする路線名は町道334号線でございます。場所は海田郵便局付近で、中店小学校線の町道314号線と海田町福祉センター東側の町道223号線に接続している道路で、起点は海田町日の出町944番14地先、終点は海田町日の出町935番2地先でございます。道路延長は125.5メートル、道路幅員4メートルでございます。以上で説明を終わります。

す。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）第1番に、わしはこれの資料が入っておらん。それは借りたんじゃけん、ええんじゃが。日の出町のこの道路ですが、これは現状はどうなっておるか。舗装がしてあるか、どうなっているか。地主さんが下水も水道も舗装も皆設備をしてあるのを町道に寄附してもらって認定するのか、その内容を詳しく説明をお願いします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）現状につきましては、舗装も側溝もできておりません。土のままです。その状況で寄附を受けております。雨水につきましても既設のものはありますが、立派なものではないものがあります。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）いや、なぜ言うかという、海田町が道路認定する場合、いろいろな規約があるんです。今まで私がかかわってきたのは、今の時点で水道も下水道も舗装も迂回路も、突き抜けじゃないところは方向転換するところもきちっと整備ができたものじゃなければ、町道として寄附を受けて認定はしませんよという規定があるはずなんです。昔のことじゃからええとかどうのこうのじゃなしに、そういう規定があったらそこをどういうふうクリアしたらなるか、一応筋書きをきちっとしておらんかったら、じゃ、昔あったところはそれはええじゃないかと。なぜ今までこれを投げておったのかというのが、こっちの270号線も多分そうじゃと思います。この通りは皆そうなんじゃけん。それを、一部のところは皆自分らが舗装してきちっとやって町道に寄附されたところもある。そこの住民の方々が、わしのところはわしのところじゃと言うて、寄附をずっとされなかったところじゃと思います。それをなぜ、今になって町道として認定せにゃいけんわけと、これだけのお金をかけてやらにゃいけんわけと、18年度予算に125メートルの4メートルの予算も出ています。そこの内容をきちっと説明してください。そうでなけりゃ、この認定は私は納得いきません。それはそうでしょう。私らが道路認定、道路を新しくつくる場合、これだけの家を建てて、例えば建売をしようかと思ったら皆、自分らが道路申請して、道路もきちっと下水も水道もアスファルトも通して書類を出して初めて町道として認定を今までしてもらったんです。だから、海田町には海田町のこういうきちっと舗装までできたものじゃなけりゃ、海田町として道路として寄附を受け

て認定しませんよという規約があるか、そこら辺を詳しく。3回しか質問できんのじゃから、詳しく、実は条例の中にはこういう規約があって、この場合はこうこうこうと、きちっと一から十まで説明してください。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）現地の場合でございますが、道路の寄附につきましては受領基準というものがございまして、昭和58年に制定したものではありませんが。それで、現地は昭和40年に道路位置指定という形で道路ができたものでありまして、当時は道路位置指定につきましても、構造物、側溝とか配水管とか舗装とかをしなくても、ただ区域を設定しただけで道路指定になっておりました。現在は道路位置指定をする場合は、ご存じのように、側溝なり舗装まで、配水管も入れた状態でないと許可にはなっておりません。それで、現地につきましては、道路旧基準の中で例外的な場合というのがございまして、昭和58年3月31日以前に道路になったものについては、舗装がされていなくても町の方で受納できるという条項がございます。それによりまして今回の部分については寄附を受けたものでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）わしはわけがわからんのじゃが、それじゃ、58年3月31日までに寄附を受けたものをなぜ今までほうっておいたんだ。わしは知らんのじゃが、今言われるのはね。そういう規約があったなら、例えば58年3月31日までに道路と認定された、あれは何年か知らんが、道路として利用した場合は道路としてみなすというてあるんです。だから、58年3月31日以前に、町民が道路として使うた分を公に道路としてみなすという条項があります。それじゃ、それを皆、海田町が整備するということですね、逆に考えりゃ。逆に考えりゃそうでしょうが。規約はありますよ。道路としてみなさん道路でも、何年か町民が道路としてそれを利用したら、これを道路としてみなすという条件があります。だから、今言われることだったら、58年3月31日以降の道路としてみなす容量がある道路は皆、海田町が管理運営をするということですね。最後まで聞きなさいよ。それをはっきりしてください、あんたが言われるのなら。今聞いた時点ではそれが当たり前の、私はそれが当然じゃと思いますよ。なぜかというたら、私もずっとこれを見ていますが、この通りの部分は、やって寄附されて道路とみなしたところもあるんじゃ。あるところは、今の側溝のU字も何も受けていないし、排水状況も悪い、そういうところがいっぱいあるんです。私が議員になったかどうかのときに、排水が悪いからどうにか

してくれと言うたら、これは町道じゃないけん、できませんと。いいですか。そういうこともあったんです。私は役場へ陳情に来たんじゃから。あれは町道じゃないでしょう、個人の所有の道路になっておると。だけど、今言われる、規約では何年か町民が道路として行き来しよった分は道路とみなすというのがあるんです。私が一から十まで説明してくださいと言うのは、そこを説明してくださいということです。これは18年度の予算にも絡んでくるんじゃから。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）先ほど言いましたように、道路の受領基準というのがございまして、原則的な場合、道路幅員は4メートル以上、それで、道路については排水設備、舗装などの設備がされているものというのが基本的なものでございまして、この受領基準ができたのが58年3月でございまして、それ以前の道路、舗装していないものについては例外的に、今言いましたように、4メートル以上の通り抜けになっておれば受領基準に合致するというもので、今回はそれに当てはまるというものでございまして。それで、今回寄附を受けたのは最近でございまして。58年ではございません。

○12番（崎本）なぜ今までほうっておいたかというて聞きよるじゃろうが

○建設課長（畠山）我々は、これは地元から寄附願いが最近出たものでございまして、それで、寄附の受領基準に合致したもので今回、町が寄附を受け、道路認定をお願いしているものでございまして。

○12番（崎本）まだ聞いておろうが。ちゃんと聞いておけや。そういう場合があった場合はきちっと対処するかと聞いておろうが。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）受領基準に合った道路位置指定等については町の方で検討というか、そういうものが道路として整備しなきゃいけないというものでしたら、受領基準に合ったものだったらいただいて町道認定を行いたいと思っております。それで、今の路線につきましては、町道認定の基準の中にばちの部分が、隅切りが1つ入っております。それがなかなか、このたびはいただけるようになったんですけれども、そういう基準のものに合致しなかったということが1つありまして、今まで寄附の受領がなかなかできなかったということが1つございまして。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今の崎本議員と関連するんですけれども、この問題は15年、16年の議会で

問題になったんですね。それで、申し上げます。正式に寄附を受けたのはいつですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）正式に寄附を受けたのは18年の1月です。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）それで、この問題は15年12月議会、そのとき町長は324号線と325号線について認定をなさったんです。そのときに紛糾して撤回なさったんです、これと全く同じようなことで。それで、16年6月議会にこれをかけられたんです。そのときは325号から333号に至るまですべてを一括して認定したんです。私ははっきりしなかったから反対したんですけれども、多数で可決されたんです。そのときの議事録をお読みになっていますか。そのときに質問したんです、何回も。今、崎本議員がおっしゃったことそのままなんです。認定基準はあるんですよ。道路寄附の受領基準はあるんですよ。あるんですけども、今おっしゃったのは法の8条の2項に基づく町道の認定基準がないじゃないかということで再三申し上げたんです。なぜないのかと。それで、一生懸命海田町の例規集をずっと読んで、なかったんですよ、今まで。今日質問しようと思ったのはそのことなんです。そのときに建設課長が、おっしゃるとおりだから、町道の認定基準を早急に決めますとおっしゃっています。議事録を読んでもください。それはその後どうなったんですか。それがなければ紛糾しておるんでしょう。私は不勉強だからあれなんだけれども、町道の認定基準、例規集に載っていないのはなぜなんですか。寄附の受領基準はありますよ。そのときは質問したんですから。だから、あのときは受領して道路認定を同時行為みたいだったから、問題になったんですよ。受領基準によってすぐ道路認定をしたような格好だから、しょうがないかなと思ったんですけれども、今度は寄附をした後の町道の認定基準というのはないじゃないですかと質問したんです。受領基準だけで認定基準はできないでしょう。海田町の財務規則によれば、いろいろ寄附を受ける行為をずっと詳しく登記簿謄本がどうだのこうだのといろいろ決まっていますよ。管理も決まっています。そういう管理をうまくやっているんですかという質問をしたんですけれども、それはやっているということで、それならそれでいいやということだったんです。ですけれども、一たん寄附を受けたものを町道認定する基準がないじゃないですかということを申し上げたんです。そうしたら、早くつくるという、16年6月議会の議事録をご覧になったら、ちゃんと回答なさっています。それはどうなったんでしょう。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）16年6月に今の町道受領基準等について検討いたしますというご回答を申し上げております。現時点ではまだ受領基準についてできておりませんが、道路の寄附基準が基本となりまして町道の受領基準に行くんだろうと考えております。もうしばらくお時間をください。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）だから、今、崎本議員とのやりとりと同じことなんですよ。寄附を受けて、その間の管理運営はちゃんとやっているんですかということがわからないでしょう。それを何もわからないまま議会にかけて認定しろというのは、どうして認定していいかわからんでしょう。そういうことは15年の議会のときも16年の議会のときも申し上げたんです。認定基準をつくっていないというので、それで認定しろと言うんですか、議会に対して。町道の認定基準をつくらないで。つくるとおっしゃったじゃないですか。議事録にそう書いてあるでしょう。町長はつくるとおっしゃったじゃないの。それがなくて、何もしないでおって道路の認定をやってくれと言うのは議会に対しておかしいんじゃないですか。だから、少なくとも、あのとき申し上げたのは、財務規則に基づいて謄本がどうだの、管理状況はちゃんとやっていますとか、そういうものがこれについていないと認定のしようがないじゃないかということを申し上げたんです。そうじゃないんですか。ただ地図だけ出されて、もうこれで認定しろというのは、言ったことをやらないでおって議会の方に認定しろというのは、どう考えても行政サイドの方でおかしいんじゃないですか。怠慢を議会に押しつけることにならないですか。

○議長（原田）ここで暫時休憩をいたします。答弁は休憩後にいただきます。

~~~~~○~~~~~

午前10時04分 休憩

午前10時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。桑原議員の質疑に対する答弁からお願いします。理事。

○理事（山本）桑原議員のご質問にお答えいたします。ご指摘の町道としての認定の件でございますが、まず、町道といいますか、公共の道路には3種類ございます。1つは道路法上の道路、それから都市計画法上の道路、それからもう一つは法定外公共物といいまして、俗に里道と申すものでございます。本来、一般の公衆の用に供している道路と

いいますのはこうした3つがあるわけですが、本来は道路法上の道路、道路認定をして法をかぶせて的確な管理をするという基本的な考え方が根底にあります。そうした中で、ご指摘の町道についての認定基準についてですが、実際にこれが今までなかったということで、16年6月9日の議会の中で早急にそうした町道としての認定基準、どういう道を道路法上の道路として位置づけていくかということについて早急に検討するというご答弁を申し上げております。この件につきましては誠に申し訳ないのですが、そうした認定基準がまだでき上がっておりません。これにつきまして早急に検討を加えまして、町道としての認定基準、これにつきまして結論を出していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。下水道整備ができているところとできていないところ、実はここも下水道の供用認可区域でして、私道でもほとんど下水道は本来接続しないとイケない地域のはずなんです。それで、もしも今回下水道に接続するためには、この私道でも全戸の方が下水道を通しましょうということにならないと下水道は使用できないわけですが、実際この今回認定の対象になっております道路に面しているお宅で下水道整備……。そこは道路そのものが私道でも下水道整備ができているか、できていないか、まずお伺いします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）当該区域につきましては、関係地権者と使用貸借契約を結んで平成9年度に布設いたしております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。まず1つ言わにやいかんのが、過去にもいろいろこういって言うておるんですがね、その場限りの答弁をしておるんですよ。だから、先ほど来、桑原議員の質疑の中でもあるように、帳じりが合わんようになる、後ろがね。今の、理事、道路法上の道路は3つであると。大きなうそですよ。何をたわけたような答弁をしておるんか。わかったようなことを言うて、そういうことを言うてもろうちゃ困る。その場限りのことじゃない。訂正をまず最初に求める。こういうことです。

それで、その中で先ほど来いろいろ出ておるんですが、これの横断には印を書いているが、過去のこの種の図面では断面図、縦断じゃなくして横断面の図面も入れておるんじゃが、これは入っていない。その理由は何か。恐らく4メートルと書いておるけれど

も、4メートルとれないところがあるのではないかと。その辺を1つ確認したい。

そして、これを受けることによって町はどれだけのメリットがあるのか。要するに道路ということになると、不特定多数の人が通るのが一般の交通の用に供するとか利用に供するわけで、それほどここは一般の人が通り交いするのに必要な位置である、道路であるとは認識せんのですが、その辺の考えを聞きたい。

それから、先ほど来、出ておりますように、いろんな面で現行法に合わないんだと。法律はもちろん動くわけだが、過去のいろんな事例でその受領基準もないんだから、現行基準に合わすべきであると。その辺の考え方。例えば道路幅員は有効が4メートルであると。現時点ではそういうふうになっておるんですね。ですから、道路の幅としては最低4メートル20ないとも有効幅がとれないんだと。ここらの考えはどういうふうを考えておるかということ。だから、過去の基準がどうであろう、こうであろうと、現行法に合わすべきじゃないか。その辺の考えについてまず尋ねてみたいと思います。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）私がお答弁申し上げました道路についてでございますが、道路といいますか、公共用道路には3種類というふうに思っております。1つは都市計画法上の道路、それから道路法上の道路、それから、そうした法がかぶさっていない公の道、これを法定外の公共物といいます。法定外公共物の道路、この3種類というふうに私は理解をいたしております。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）横断面図については以前から認定の場合には平面図だけでお示ししておりました。

それと、この道路を町に受けたことによりまして不特定の方が自由に今の中店小学校線から裏の福祉センターの通りに通行できるという利便性が向上するということ。

道路幅員でございますが、これは寄附を受けた幅員が4メートルでございます。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現在の寄附の受領基準には4メートルと書いてあります。それで、今言われるように、新しい道路位置指定等については有効4メートルというのが基準になっております。それで、この町道の基準をつくる場合において有効4メートルとしていけるかどうか、それも含めて検討したいと思います。

○議長（原田）前田議員。

○ 13 番（前田）横からも出ておるように、今さら言うてもしょうがないが、先ほどから出ておるように、平成15年に既に検討します、こういうふうな答弁が出ておるわけよね。それを今さら、検討します、もう少し時間をくださいと。だったら、この認定はどうせいということ。そこまでもう少し待つんですか。その基準がないものに、町長、見切り発車したらだめなんです。そして、いつかも言うたと思うが、地方自治法の222条だったか、その裏づけのないものを出しちゃいかんと何回も言うてきておるんです、前回も。前々回かな。先に出して予算をつけておるんですよ、あなたはおかしいことをしておるんよね、これが。だから、通ることを前提に予算を上げてきておるわけやな。ないものに予算をつけておるんだから、これはおかしい話なんです。まず、架空のものに予算をつけてくるというのは、その辺の考え方も聞きたいんじゃないけれども、これはずれるので、その分はどうでもええと思うけれども。先ほど来、現行法に合わす考えはないのかという答弁が抜けておるので、それを再度確認するんです。過去の云々はいいんです。ただ検討します、今後検討していきます、今から考えますというんじゃない。現行法でそういうことで有効が4メートル20であるというなら4メートル20に合わすべきじゃないのか、こう言うておるわけやね。

もう一つついでに言うけれども、隅切りがないけれども、受けますと。過去、隅切りがないから受けませんというのは何回もあったんです。この2つが間違うておるから、現行法に合わす気はないのか、その考えはどうなのかと言うておるんですが、検討するから待ってくれ、待ってくれというようなことで、理解ができないんですが、その辺をはっきり明確な答弁をしてもらいたい。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）町道の認定基準につきましては現行法に合わせてまいりたいと思っております。

それと、隅切り等につきましては、このたびの道路認定をお願いする路線につきましては、隅切りをこのたびの寄附行為の中へいただくようになりました。その関係も含めて町道の認定をお願いするものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○ 13 番（前田）今のそういうことで、基準に合うようにすると言うなら、当然ここの図面にその隅切りもなけりゃいけないのじゃないかと。それをもう1回確認しておくが、それはもう確実にいただけるのか。その場限りの答弁じゃないんじゃないやろね、過去に何回

も言うておるように。とにかくその場をどうやって逃げていこうかというような答弁をやっておるわけだよね。だから、何回もこういうようにもめてくるんだよね。確実に隅切りももらえるのか、その辺のあれがどうなっておるのか。後々になって、先ほど建設課長も言うておるように、幅員4メートルですと。幅員4メートルというのがいわゆる有効4メートルとは意味が違うんですよね。何かその辺がごまかして逃げられるような気もするんです。有効が4メートルか、幅員が4メートルか、こういうことなんです。だから、なぜ横断面の図面をつけなかったのか。後ほど逃げられんから横断面はつけなかった、縦断だけつけた。本来はこういうものの構造図もつけて過去は出しておるんですよね。その辺の2点ほどをもう1回確認しておきます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）隅切りにつきましては、この路線ですが、平成15年当時から、地元の方より町の方にとっていただけないかという話がありました。今の道路の寄附の受納基準に合致していない。といいますのが、隅切りがないということがございまして、その当時はそういうことで回答いたしておりましたが、地元より、今の隅切りにつきましては話がついて、現在その部分も寄附をいただいております。それと、4メートルでございしますが、受納基準の中では幅員は4メートルということでなっております。これは正味寄附を受けている幅員も4メートルでございします。ですから、今後、工事をする場合、今のL型の10センチですか、そういうものをつけた場合は4メートルより幅員が狭くはなりますが、そこはL型のふちをなしでという形でも工事が可能ではないかと考えております。

○議長（原田）今の部長の答弁と課長の答弁では違うようになるような気がする。新しい現行法で検討に入りますと言うておって、4メートルでとまた言われよるので、統一してもらわんと。何ですか、座ったままで。崎本議員。

○12番（崎本）確認したいと思います、この資料のことで。224号線は、この図面では隅切りがないんです。224号線、225号線は隅切りが欠けています。隅切りを書いていないんです。これは印刷の落ちか、それともこれは隅切りがなくても寄附行為で寄附を受けたか、どちらかじゃと思うから、その答弁をお願いします。はっきりと答弁してください。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）今の隅切りにつきましては、ほかの路線につきましては確認させてい

ただいた後に返事をさせて……。

○12番（崎本）隅切りがなかったら寄附行為を受けんと言うたじゃないか。

○建設課長（畠山）いや、ほかの路線でしょう、今言われるのは。ほかの、今言われた224号とかというものにつきましては、これはうちが昭和56年に寄附をいただいております。

○12番（崎本）それはええんじゃが、隅切りがあるかないか聞いておろうが。また答弁と違うじゃないか。隅切りがなかったから町道として受けんかったと。このたびは隅切りがあるから町道として受けますと。224号線は町道としてここへ書いてあるじゃないか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）今ご指摘のありました町道につきましては、今のこの受領基準の基準以前に寄附を受けておるものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第1号議案について採決を行います。意見が分かれておるようでございますので、起立採決で行います。

第1号議案については原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立少数と認めます。よって、第1号議案は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、第2号議案、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第2号議案、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の給与制度改革により、手当の見直しを行ったことに伴い、支給する手当改正する等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）第２号議案、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の７ページをお開きください。あわせて資料４の「公益法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表」をお出してください。今回の改正は、これまでのほかの条例の改正経過の中で改正をしていない部分があるための整理を行うための改正でございます。改正の内容でございますが、第４条及び第８条中の「調整手当」を「地域手当」に改めるとともに、第６条中「、給与月額及び昇給期間」につきましては、昇給期間が年１回となることから、「及び号級」に用語の整理を行うものでございます。また、第７条関係でございますけれども、「広島県市町村職員退職手当組合」の名称から「村」を除く改正でございます。施行期日は平成１８年４月１日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第２号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第２号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第２号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第７、第３号議案、海田町営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第３号議案、海田町営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、公募によらず入居できる者の範囲を拡大するため条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）監理課長。

○監理課長（久保）それでは、第３号議案、海田町営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。この条例改正は、公営住宅法施行令の

一部が改正されたことに伴いまして、公募によらない入居、いわゆる特定入居ができる者の範囲を拡大する改正を行うものでございます。条例改正の内容につきましては資料5の「新旧対照表」でご説明申し上げますので、資料をお願いいたします。第6条「公募の例外」の第7号中の「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」といたしまして文言の整理を行い、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改めるものでございますが、この改正によりまして、これまで入居後に世帯人員の増減などの事情変更があった場合に限定しておりました特定入居事由を見直しまして、同居人の人数に増減があったこと、既存入居者または同居者が加齢、病気などによって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことに加えまして、入居者または同居者の世帯構成及び心身の状況から見て、事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該入居者が入居することが適切である場合に特定入居が可能となることとしたものでございます。これによりまして、入居当初から世帯人数に不相応な規模の住宅に居住している場合とか、子どもが大きくなりまして現在の間取りでは不適當である場合、また、知的障害者が作業場に近い公営住宅に移転することが適當であるとされる場合などが特定入居の対象となり得ることとなってまいります。

次に、議案8ページをお願いいたします。附則でございしますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、高齢というか、加齢、病気になった場合は適当な人が同居というか、入居を認める、こういうことなんですが、当然その新しく入居する人についての枠といいますか、範囲、例えば親族とか、一般的に親族ということになると6親等以内が親族というような見方をするわけですが、その辺のうたい方、あるいは友人とか、どの辺かでうたっていないと、高齢にそれらしきまた高齢の人が追加で入っていくと、生涯にわたってずっとその人が独占入居をする、こういうようなことが想定というか、考えられるわけですね。そうすると、町営住宅全体が特定の人にとずっと引続き利用されるというか、本当に目的である住宅困窮者が入居できなくなる、こういう状況が起きるのではないかということからして、この同居の新しく入居を町長が認めた者という範囲じゃなくして、どこかで親族何親等までとか何かをうたうべきではないかと

いうこと、そこらの考え方を聞きたい。

○議長（原田） 監理課長。

○監理課長（久保） 今ご説明申し上げましたこのたびの一部改正は、同居人を認めるというのではなくて、これまで世帯構成等の理由によりまして、同一のところに住むのが適当でないという場合に、その他あきました公営住宅を公募するわけですが、そういうことを理由に他の部屋とか他の住宅に移ることができる特定入居要件が拡大されたということでございまして、同居できる範囲とかそういうものは変わりございません。ですから、初めから、応募されたときからすごい世帯人数で、たまたまあいたのでそういう規模のところへ入ったとか、そういうときに、この世帯人数では1つの住居に住んでいくことが適当でないと判断された場合とか、そういう場合はその世帯を分けまして、そういうもので他の住居へ、大きい住居へ、住居規格がございますので、その世帯に合った住居へ移すか、構成はいろいろありまして、成人された場合であれば分かれて2戸に移っていただくことができるというふうになったということでございます。

○議長（原田） 前田議員。

○13番（前田） ですから、そういうことですから、特定の人というか、一般的に考えますと、そういう高齢、加齢、あるいは親族、家族が増えていくということだから、いわゆる、例えが悪かったら、議長、職権で取り消してくれてもええんですが、春になればハチが分封すると同じことで、家族が増えると当然世帯が増えていくから、2世帯と3世帯の、いわゆる2戸分、3戸分の町営住宅をその親族に町長権限で貸しますよと、こういうことを言うておるわけやね。だから、その範囲をどこかで絞るべきじゃないかと。だから、特定の人が全部町営住宅を占めてしまうようになるじゃないかと、こう言うておるんです。その辺が私の考えと課長の答弁が若干ずれておるように思うんですが、そこらのことを含めて。もちろん現在老夫婦が入居されておる場合、加齢、高齢、病気ということで、このままでは大変だから、どこかよそに住んでおられる親族、息子さんか娘さんかが、これはガスを使うたり危ないから同居を認める、これはわかるんです。わかるんだが、そのまま入居されると、またずっと親族が続いていくようになるんですね。だから、今言われるこの流れは2つのケースがあらうと思うんです。その分封方式のやつと、それから、高齢、加齢、病気になられたから、身の世話をするために親族が入居する、あるいは友人が特別に入居する。だから、その範囲をどこまでどうするのかという、そこらのところの説明をもうちょっと聞きたい。

○議長（原田）監理課長。

○監理課長（久保）議員がおっしゃられるとおり、真に困窮されている方々へのそういう住宅の提供が困難になるのではないかと。それは当然そのような考え方がこの改正によりまして出てまいります。本町の場合、かなり応募状況が多くございまして、1つあいたら40倍から50倍ということの応募結果が出ております。そういう中で、これは特定入居で特別の場合、相当の理由がある、個々によって事象もそういうものも違ってまいりますので、個々の事象、そういうものをかんがみまして特定入居、特別の扱いを要するに町長の判断でできるということになっております。ですから、これは、おっしゃられますように、慎重に事を運んでいかなければならないということはそのとおりでございます。ということで、これまで特定入居、ある一定の、これまでの入居者の増減とか、先ほど申しました要件に当てはまることが出てまいりまして、これはこういう要件が出てくればすぐにしなければならないというものではございません。その事情、事情を踏まえながらやっております。そういうことで、要するに町営住宅の中の世代間、今ご質問の中でおっしゃられましたように、ご老人が1人で寂しく過ごしておられる方もおられますし、そういう中へ新しい血を入れていかにやいけんという、若い世代に入っただいて町営住宅も活性化を図っていかにやいけん、そういうことも踏まえながらこういう事象について対応していきたいということはもちろんでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。私はこの条例案は障害者自立支援法に基づく議案だと思っておったんですが、今、説明を聞きますと、高齢であるとか、加齢であるとか、病気がちであるとかという説明を受けたんです。町長が認めた者とくれば、いろいろ事情があってその人を特定して入れたということになる。4月1日から、今の障害者自立支援法に基づいて、住宅困窮者に対して措置をするというのが優先的に行われなければならないというように私は解釈しておるんですが、そうなれば、今、課長の答弁がありましたが、40倍も50倍も競争があるということになれば、じゃ、果たして障害者自立支援法に基づく入居の優先はどうなるのかということをお尋ねしたいんですが、この点についてはどのように対応なされますか、お尋ねします。

○議長（原田）監理課長。

○監理課長（久保）今のご質問に関しましてはこの町の条例案の改正には出てまいりませんが、国の方で施行令第6条第1項で、これまで身体障害者のみとされておりました

ものが精神障害者、知的障害者及びDVの被害者等にも入居が可能になるということになっております。その辺を十分に踏まえまして、あき状況とか心身の今の状況をかんがみましてももちろん入っていただくわけですが、单身とか、自分で自活できない場合等もございますので、それは福祉関係の担当部署と連携をとって、介護とかそういうものを考え合わせながらそういう入居を可能にしていきたいと。当然、入るような状況であればそういうふうにしてまいりたい、こういうふうと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）この条例案を出されるのに、今の障害者自立支援法に基づいてこの制度ができたのかどうかというのをお尋ねしたんです。きっかけがここにあるのかどうかということ。ただ漠然と高齢、加齢、病気がちだというので住宅に困っておる人を入れる、それはいつの段階でもそうですね。ただ、私はタイミングが余りよ過ぎるなと思ったから、4月1日から自立支援法に基づいてこれがと。だったら、これを優先せにゃいかん。自立支援法に基づく障害者の人ですね。例えば家族が一緒におっても、だれかが亡くなって、その障害者の1人がおったと。即入れないといかんということになれば、これが適用されて入れるのかな、これが優先されるのかなと私は考えておったんですが、その辺はどうですか、お尋ねします。

○議長（原田）監理課長。

○監理課長（久保）今のご質問でございますが、施行令の一部改正につきましては、一義的にはそういうもので改正をしてはおりません。ただ、そういういろいろな法の設置とか改正によりまして、そういうことも踏まえながら、各公営住宅法の条項にそういうものがあれば、踏まえながらそういうものを改正していっておるんだと、我々はそういうふうに理解しておりますが、そういう中で、今申しました知的障害者とか精神障害者、身体障害者にもそういう手だてがやっぱり公営住宅法の中でもなされておるというふうに理解をしております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今の質問と関連しますけれども、特定入居者の拡大だということの説明がありましたね。それで、今回の改正のキーポイントになるのは、その他の云々という並列的な、その他のじゃなくて「その他」ということで並列的な書き方をしているわけです。これを挿入された、改正された意義というんですか、理由は何なのか。

それと、全体も含めて町長の判断によるんだということの説明がありました。これは、

今の質問でもありましたように、なかなか難しい判断だと思うんですけれども、町長としての判断基準的なものがあるのかどうか。その2点をお願いします。

○議長（原田） 監理課長。

○監理課長（久保） 先ほどもご説明の中で申しましたが、これまではある程度、こういう場合にしかできませんよという、家族の状況の特定入居の場合、特にこれまでありました既存入居者または同居者が加齢、病気などによって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者につきましては、これは公的な機関等の証明が当然必要でございました。そういうものから、今、先ほどご説明申し上げました家族構成とかそういうものにも特定入居の要件を挙げますので、それは個々の事情をよく勘案しながら、それに該当するかしないかを長の判断に、いわゆる裁量に任せますよというような体制でございます。ですから、その辺が「その他」になっております。

町長の判断基準につきましては、県・国の方ともいろいろ協議をさせていただきましたけれども、特段、相当な理由ということだけで、定めてはいないですよということです。ですが、これも先ほど前田議員の方からもご指摘がございましたように、真に困っておられる他の応募者のことも踏まえて、その辺で相当な事由というものを判断してまいりたい、このように考えております。

○議長（原田） 桑原議員。

○6番（桑原） 「その他」の意味はよくわかりましたけれども、これまた素朴な質問で申し訳ないんですけれども、7号の「同居者の人数に増減があったこと」とありますね。全く判断がしかねるんですけれども、増加していたら入れないんじゃないかと思うんだけれどもね。減少していたら、あきができるから新たにというように思うんですけれども、同居人が増だったときに……。それはどういう意味ですか。

○議長（原田） 監理課長。

○監理課長（久保） これまでの限定要件でございました同居人員が増になったら当然、おっしゃられるように、その規模にもよりますけれども、狭い住居でしたら、一緒に過ごすことが不可能になってくる、かなり難しくなってくるということでございますので、他の理由によって、お年寄りが1人でおられて、もうこれ以上自活できんよという場合によって他の部屋があきますよね。そこが広ければ、そこへ不適當な入居条件の者へ移っていただく。同等であれば、家族構成にもよりますけれども、年齢なんかにもよりますが、それを別れて住んでもらう。そういうふうに住める要件が特定入居要件でござい

ます。そういうことでご理解いただきたい。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第3号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、第4号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第4号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第7号）について。平成17年度海田町一般会計補正予算（第7号）は、町道258号線道路改良事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,828万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億176万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）第4号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料6の「平成17年度補正予算説明書」に従いまして、歳出の方からご説明いたします。

8ページをお願いいたします。まず、議会費の旅費でございますけれども、常任委員会及び広報広聴調査特別委員会の県外旅費の執行残として、合わせて31万7,000円を減額するものでございます。次に、需用費につきましては、「議会だより」印刷の執行残として24万2,000円を減額するものでございます。

次に、総務費の総務管理費の一般管理費の給料、職員手当等及び共済費につきましては、助役及び給食職員分の人員経費としてそれぞれ808万7,000円、124万8,000円、141万8,000円を減額するものでございます。委託料につきましては、公共施設のアスベストの調査業務の入札執行残として48万1,000円を減額するものでございます。次に、人

事管理費の負担金補助及び交付金につきましては、助役及び中途退職者職員分の職員退職手当組合負担金の執行残として278万8,000円を減額するものでございます。次に、9ページの文書広報費の需用費につきましては、「広報かいた」及び町勢要覧の印刷製本費の入札残として191万6,000円を減額するものでございます。次に、財政管理費の積立金につきましては、財政調整基金、減債基金及び国際交流基金の利子積立金としてそれぞれ増額し、合わせて3万円を増額するものでございます。次に、企画費の需用費につきましては、第3次海田町総合基本計画見直しに伴う印刷製本費の入札残として273万2,000円を減額するものでございます。次に、防犯対策費の需用費につきましては、防犯灯の球切れなどの施設修繕料の執行残として80万円を減額するものでございます。

次に、統計調査費につきましては、国勢調査の終了に伴い、報酬につきましては調査員及び指導員報酬の執行残として115万6,000円を減額し、賃金につきましても執行残として22万8,000円を減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。10ページの民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の負担金補助及び交付金につきましては、社会福祉協議会への補助金のうち給与改定等による人件費分や福祉まつりの講師謝金などの執行残として300万円を減額するものでございます。次に、老人福祉費の委託料につきましては、養護老人ホームへの入所者の増加に伴い、老人ホーム入所措置委託料として267万2,000円を増額するものでございます。操出金につきましては、介護保険特別会計での保険給付費の増加に伴う法定負担分として153万9,000円を増額するものでございます。次に、福祉センター費の給料、職員手当等及び共済費につきましては、昨年12月31日付で職員1名が早期退職したことに伴い、それぞれ122万6,000円、26万1,000円、19万9,000円を減額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の委託料につきましては、対象者の方の死亡に伴う進行性筋萎縮症者措置委託料の執行残として80万円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、利用者の減に伴う知的障害者居宅生活支援費の執行残260万円及び心身障害者就労促進事業費補助金の執行残30万5,000円、合わせて290万5,000円を減額するものでございます。扶助費につきましては、更生医療費の増加に伴い、更生医療給付費を82万円増額するものでございます。次に、11ページの福祉医療費の操出金につきましては、老人保健特別会計における保険給付費の減額に伴い、一般会計からの法定負担分として105万6,000円を減額するものでございます。次に、国民健康保険事務費の操出金につきましては、国民健康保険税軽減対象世帯の増加に伴う一般会計からの負担分で

ある保険基盤安定分の操出金として135万5,000円を増額し、その他分の操出金につきましては、国保会計の財政安定化支援に基づく一般会計からの法定負担分の増額はあるものの、出産件数の減少に伴う出産育児一時金に係る操出金の減少や、福祉医療費制度に係る国保会計への影響分である福祉波及分が当初見込みを下回ったことによる操出金の減少により1,736万3,000円を減額し、合わせて1,600万8,000円を減額するものでございます。

次に、児童福祉費の保育所費の賃金につきましては、臨時職員賃金の執行残として300万円を減額するものでございます。

衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の負担金補助及び交付金につきましては、病院群輪番制病院等の運営に係る財源のうち県が負担する財源について、これまで国から県に補助金として交付されておりましたが、国庫補助負担金改革により、県への補助金が廃止されまして、各市町へ一般財源化されたことに伴い、この構成団体である広島市、府中町、熊野町、坂町、海田町の人口割合により負担増となったものでございます。海田町分の広島地区病院群輪番制病院利用負担金として57万6,000円を増額するものでございます。次に、予防費の委託料につきましては1,000万円の減額であります。そのうち疾病予防事業につきましては、日本脳炎ワクチンと急性散在性脳脊髄炎との因果関係があると判断され、国から中止勧告が出されたことに伴い、幼児に対する日本脳炎接種を実施しなかったことによる予防接種委託料の執行残として550万円の減額と、基本健康診査委託料の執行残、これは個別基本健康診査受診者数が減少したことに伴い、450万円を減額するものでありますが、合わせて1,000万円を減額するものであります。12ページをお願いいたします。母子保健費の委託料につきましては、出生数の低下により妊婦・乳幼児健診の受診者が当初見込みより減少したことに伴い、妊婦乳幼児健康診査医療機関委託料の執行残として75万円を減額するものでございます。

次に、農林水産業費の農業費の農業振興費の工事請負費につきましては、蟹原レジャー農園整備工事の入札執行残として167万1,000円を減額するものでございます。

次に、土木費の土木管理費の土木総務費につきましては、駐輪場使用料の増額に伴い、一般財源からその他特定財源への財源振替を行うものでございます。

次に、道路橋りょう費の道路維持費の工事請負費につきましては、町道改修工事の道路後退線分の執行残と13ページの町内道路修繕工事の入札執行残、合わせて500万円を減額するものでございます。補償補填及び賠償金につきましても、町道164号線道路改

良工事に伴う水道管の埋設管等移設補償費の執行残として220万円を減額するものでございます。次に、道路新設改良費の委託料につきましては、町道10号線の歩道改修実施設計業務委託料の執行残83万円と、あんしん歩行エリア基本計画策定業務委託料の入札執行残224万2,000円、合わせて307万2,000円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、町道1号線道路改良工事の入札執行残として200万円を減額するものでございます。公有財産購入費につきましては、町道143号線道路改良に伴う用地購入費について用地交渉が難航し、年度内での執行が困難であるため、その全額を未執行とし、町道258号線道路改良工事につきましては、平成18年度に予定をしておりました広島防衛施設局所管の道路改良事業を17年度に前倒しで実施することに伴う新たな用地購入費を合わせて、1,605万5,000円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、広島県が実施する県道矢野海田線道路改良事業の実績がないことから、この事業に係る負担金の未執行として100万円を減額するものでございます。次に、補償補填及び賠償金につきましては、まず、町道6号線道路改良工事に伴う物件移転補償費につきましては、用地賠償箇所を変更したことに伴う増額と、町道258号線道路改良事業につきましては、先ほどありました平成18年度に予定をしておりました広島防衛施設局所管の道路改良事業を17年度に前倒しで実施することに伴う補償費の増額、合わせて5,954万2,000円を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。都市計画費の都市計画総務費の負担金補助及び交付金につきましては、事業計画の変更に伴い、連続立体交差事業の負担金の執行残として50万円を減額するものでございます。操出金につきましては、公共下水道特別会計の事業費の精算に伴い、繰越金を予算化したことにより67万2,000円を減額するものでございます。次に、駅前整備費の委託料につきましては、海田市駅周辺まちづくり住民合意形成等支援事業委託料の未執行、海田市駅南口地区区画整理変更原案作成業務委託料の入札執行残、海田市駅南口地区基本設計書作成業務委託料未執行及び海田市駅南口土地区画整理事業費用対効果分析業務委託料の執行残、合わせて963万7,000円を減額するものでございます。次に、街路事業費の負担金補助及び交付金につきましては、事業計画の変更に伴う海田臨港線道路改良事業負担金の執行残として1,000万円を減額するものでございます。次に、公園費につきましては、公園使用料の増加に伴い、一般会計からの特定財源の財源振替を行うものでございます。

次に、15ページの河川費の排水路費の工事請負費につきましては、国信、石原及び蟹

原2丁目地内水路浚渫工事の入札執行残として、合わせて250万円を減額するものでございます。次に、河川費の委託料につきましては、町内河川測量設計業務委託料の執行残として50万円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、花都川護岸補修工事及び三迫川緑道整備工事の入札執行残として、合わせて400万円を減額するものでございます。

次に、消防費の常備消防費の負担金補助及び交付金につきましては、給与改定などに伴う人件費などの減額に伴い、海田地区消防組合負担金の執行残として260万2,000円を減額するものでございます。

次に、教育費の教育総務費の事務局費につきましては、財源振替でございます。16ページをお願いいたします。私立学校振興費の負担金補助及び交付金につきましては、基準単価が増額改正されたことなどによる私立幼稚園就園奨励費補助金を25万8,000円増額するものでございます。

次に、小学校費の学校管理費の賃金につきましては、障害児介助員賃金の執行残として89万円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、海田東小学校のアスベスト除去工事の増額と海田西小学校体育館屋根改修工事の入札残、合わせて1,537万円を増額するものでございます。

次に、中学校費の学校管理費の賃金につきましては、障害児介助員賃金の執行残として80万円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、海田中学校アスベスト除去工事として470万円を増額するものでございます。次に、17ページの学校給食費の委託料につきましては、デリバリー給食調理業務委託料の執行残として1,087万9,000円を減額するものでございます。

次に、社会教育費の児童クラブ費の報酬につきましては、児童クラブ指導員報酬の執行残として40万円を減額するものでございます。

保健体育費の保健体育総務費につきましては、織田幹雄スポーツ振興基金の増額に伴い、一般財源から特定財源の財源振替を行うものでございます。

次に、公債費の元金の償還金利子及び割引料につきましては、歳入歳出予算の収支に余剰金が生じたことにより福祉センター建設に係る起債の繰り上げ償還を実施することに伴い、起債償還元金として9,882万8,000円を増額するものでございます。次に、利子の償還金利子及び割引料につきましては、予算編成時に見込んでおりました平成16年度事業分の起債実施について当初見込みよりも実績借入額が少なく、率も低く借り入れる

ことができたことにより、起債償還利子として2,005万5,000円の減額と、歳計現金が当初見込みよりも多いことに伴い、一時借入金の借入額が減少することと予測されるため、その予測分について100万円の減額、合わせて2,105万5,000円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。まず、利子割交付金につきましては、預金利子に対して課税される県民税の利子割額の一部が市町村に交付されるものでありますけれども、県からの指示額により421万7,000円を増額するものでございます。

次に、配当割交付金につきましては、県が上場株式等の配当等の収益分配金を受ける者に対して課税する県民税配当割の一部を市町村に対して交付するものでありますけれども、県からの指示額により348万6,000円を増額するものでございます。

次に、株式等譲渡所得割交付金につきましては、県が株式等の譲渡による所得に対して課税する県民税株式等譲渡所得の一部を市町村に対して交付するものでありますけれども、これも県からの支持額によりまして1,110万1,000円を増額するものであります。

次に、地方消費税交付金につきましては、5%の消費税のうちの5分の1を地方消費税として徴収し、市町村の人口と従業者数で案分して交付されるようになりますけれども、これも県からの支持額によりまして467万5,000円を増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。自動車取得税交付金につきましては、道路に係る費用に充てるための県の目的税である自動車取得税の一部を市町村に交付されるものでありますけれども、これも県の指示額によりまして204万8,000円を増額するものでございます。

次に、地方交付税につきましては、額の確定に伴い、普通交付税を666万3,000円増額するものでございます。

次に、分担金及び負担金の民生費負担金の老人福祉費負担金につきましては、入所者の増に伴い、老人ホーム入所者個人負担金を215万4,000円増額するものでございます。

次に、障害者福祉費負担金の進行性筋萎縮症者措置費個人負担金につきましては、対象者2名のうち1名の方の死亡により49万6,000円減額するものでございます。

次に、使用料及び手数料の土木使用料の道路使用料につきましては、事業用地占用料の増加に伴い17万8,000円を増額するものでございます。次に、3ページの公園使用料につきましては、総合公園のテニス場や照明料などの使用料の増額に伴い、227万9,000

円を増額するものでございます。次に、駐輪場使用料につきましては、登録利用者の減少はあるものの、自転車の一時利用者の増加に伴い、400万円を増額するものでございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の心身障害者福祉費負担金につきましては、更生医療費や身体障害児の補装具の給付の増額に伴い、99万2,000円を増額するものでございます。次に、保険基盤安定負担金につきましては、三位一体の改革の国庫補助負担金の改革により、国庫から県費で交付されるものと見込んでおりましたが、保険者支援に係る事業費の2分の1は引続き国庫負担金として交付されることになったため、834万8,000円を増額するものでございます。

次に、国庫補助金の民生費国庫補助金の心身障害者福祉費補助金につきましては、知的障害者の短期入所者の利用者が当初見込みよりも減少したことに伴い、在宅福祉事業費補助金を130万円減額するものでございます。次に、児童福祉費補助金につきましては、次世代育成支援対策交付金制度の創設によりまして、これまでの県補助として国から間接補助として交付されていた特別保育事業のうち延長保育や子育て育児支援事業が国からの直接補助へと制度改正されたことに伴い、1,151万円を増額するものでございます。次に、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金につきましては、国庫補助制度から県費補助制度への変更に伴い、精神障害者短期入所事業費及び居宅介護等事業費補助金、それぞれ5万4,000円、15万3,000円、合わせて20万7,000円減額するものでございます。次に、土木費国庫補助金の道路新設改良費補助金につきましては、平成18年度に予定しておりました町道258号線道路改良事業を17年度に前倒し実施することに伴う補助金として4,555万7,000円の増額と、あんしん歩行エリア道路交通調査費補助金につきましては、基本計画策定業務の確定により50万円を減額し、合わせて4,505万7,000円を増額するものでございます。4ページをお願いいたします。住宅費補助金につきましては、三位一体の改革により国庫補助負担金が廃止されると見込んでおりましたが、平成17年度に限り緩和措置により家賃収入補助金が交付されることになったため、242万2,000円を増額するものでございます。次に、都市計画事業費国庫補助金の土地区画整理事業費補助金につきましては、事業費の減額に伴い、海田市駅南口土地区画整理事業費補助金として700万円を減額するものでございます。次に、教育費国庫補助金の教育費補助金の私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、補助率の変更に伴い40万7,000円を減額するものでございます。海田東小学校及び海田中学校のアスベスト除去

事業費補助金につきましては、それぞれ542万4,000円、157万2,000円を増額し、合わせて658万9,000円を増額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金の心身障害者福祉費負担金につきましては、更生医療費や身体障害児の補装具の給付の増額に伴い、身体障害者保護費負担金として合わせて49万6,000円を増額するものでございます。保険基盤安定負担金につきましては、国庫支出金でもありましたように、三位一体の改革の国庫補助負担金の改革により、県費で交付されるものと見込んでおりましたが、保険者支援に係る事業の2分の1は引続き国庫負担金として交付されることとなったため、733万2,000円を減額するものでございます。次に、都市計画事業費負担金の土地区画整理事業費負担金につきましては、事業費の減額に伴い、海田市駅南口土地区画整理事業に伴う県道整備に係る県負担金を378万1,000円減額するものでございます。

次に、5ページの県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金の在宅福祉事業費補助金につきましては、知的障害者居宅生活支援費については短期入所の利用者が少なかったことによる65万円の減額、また、日常生活用具給付事業につきましても利用者の減少に伴い55万8,000円の減額、心身障害者就労促進事業費補助金につきましてはなかよし実習所への通所者などの延べ人数の減少に伴い18万2,000円を減額するものでございます。また、進行性筋萎縮症者措置費補助金につきましては、対象者のうち1名の方が死亡されたことに伴い22万8,000円を減額で、合わせて161万8,000円を減額するものでございます。次に、児童福祉費補助金につきましては、次世代育成支援対策交付金制度の創設により、これまでの県補助金として国から間接補助として交付されておりました特別保育事業のうち延長保育促進事業が国からの直接補助へと制度が改正されたことに伴い、2,577万円を減額するものでございます。次に、衛生費補助金の保健衛生費補助金につきましては、国庫補助制度から県費補助制度への変更に伴ったものでありますけれども、精神障害者短期入所事業費補助金につきましては利用者がいなかったことにより2万7,000円減額し、居宅介護等事業費補助金につきましては県費補助への変更に伴い31万8,000円の増額、合わせて29万1,000円増額するものでございます。

次に、県委託金の総務費委託金の統計調査費委託金につきましては、統計調査の終了に伴う学校基本調査、工業統計調査、事業所・企業統計調査調査区設定、農林業センサス、国勢調査の各種調査に伴う交付金として、合わせて126万円を減額するものでございます。

次に、財産収入の財産運用収入の利子及び配当金につきましては、基金利息の増額に伴い、それぞれ基金利息を増額し、合わせて3万2,000円を増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。財産売却収入の不動産売却収入につきましては、昭和町及び新町地内の普通財産売り払いにおいて、昭和町分につきましては道路部分の通行権等を考慮したことによる減額や、新町地内分につきましては入札への応札者がいなかったことにより、2,340万円を減額するものでございます。

次に、繰入金につきましては、財政調整に基づき財政調整基金からの繰入金を7,616万5,000円減額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度の繰越金を予算措置することに伴い、5,627万5,000円を増額するものでございます。

次に、7ページの町債の土木債の道路整備事業債の町道258号線道路改良事業につきましては、先ほどありましたように、18年度に予定しておりました事業を17年度に前倒しして実施することに伴い、用地購入費や補償費などに係る起債として1,130万円を増額するものでございます。また、町道1号、2号、164号線につきましては、道路改良工事及び改修工事などの入札執行残によりそれぞれ減額するとともに、町道143号線につきましては用地交渉が難航したため、年度内の事業の執行が困難なため、その予算額の全額を減額するものでございます。また、花都川護岸補修事業及び三迫川緑道整備事業につきましては、入札執行残などによりそれぞれ減額し、合わせて1,720万円を減額するものでございます。次に、都市計画事業債につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業費の減額に伴い、180万円を減額するものでございます。また、広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、負担金に係る財源の変更に伴い、790万円を増額するものであります。合わせて610万円増額するものでございます。次に、教育債の義務教育施設整備事業債につきましては、海田東小学校及び海田中学校のアスベスト除去工事に伴い、それぞれ1,160万円、330万円、合わせて1,490万円を増額するものでございます。

次に、議案についてご説明いたします。4号議案をお願いいたします。歳入歳出の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,828万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億176万3,000円とするものでございます。また、あわせて繰越明許費と地方債の補正を行うものでございます。

議案の6ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」として7件の計上をし

ております。まず、町道6号線道路改良事業につきましては、道路改良工事や物件の移転が年度内に終える見込みがないため、工事請負費、用地取得費及び移転補償費、合わせて2,738万円を繰り越すものでございます。次に、町道258号線道路改良事業につきましても、物件の移転が年度内に終える見込みがないため、用地取得費及び移転補償費、合わせて5,786万7,000円を繰り越すものでございます。次に、広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県において用地交渉事務を行っておりますけれども、年度内において契約が完了する見込みがないため、県においても予算繰越の手続きをとっておられることから、本町におきましても県の取り扱いに合わせて698万円の繰越手続きを行うものでございます。次に、新開蟹原線道路改良事業につきましても、物件の移転が年度内に終える見込みがないため、用地取得費及び移転補償費、合わせて9,210万円を繰り越すものでございます。次に、海田臨港線整備事業につきましても、事業が年度内に終える見込みが立たないため、300万円を繰り越すものでございます。次に、海田小学校アスベスト除去事業及び海田中学校アスベスト除去事業につきましても、年度内に工事が完了する見込みが立たないため、それぞれ1,617万円、470万円を繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。「第3表 地方債補正」といたしまして、7ページから10ページかにかかけまして3件の追加と1件の廃止、7件の変更を計上しています。内容につきましては、歳入のところでご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成17年度海田町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）資料の6の13ページ、143号線道路改良工事の事業用地購入費未執行の分の2,000万、その未執行になった理由と場所をお願いいたします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）143号線につきましては現在、三迫川沿いの6号線の工事を行っておりますが、それから明飛川沿いに上っていく道路の部分でございます。それで、今の143号線につきましては、三迫川左岸側の土地所有者と交渉を行っておったわけでございますが、契約まで至らなかった関係で今回、減額させていただいております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）これはわからんのじゃが、17年度予算のときに芸陽バスのところで現地説明があったところですか。多分あそこじゃと思うんじゃが、17年度予算で、わしは再々言わせてもらうんじゃが、寄附なり、売ってもええと交渉ができてから物事をやられるのが建前じゃと思います。それを、ボーリング調査じゃ、今の設計委託じゃをやってからこういう予算をつけて、さっきの1号議案じゃないですが、皆、見切り発車で、どうにかなるじゃろうというて予算をつけて、後から地元の方に反対されて、こういうことが再々あるから私は言いよるんです。多分地主さんも同じ地主さんじゃと思いますが、なぜそういうことを設計委託して図面までできて。私らはちゃんと地元の意見も聞いてというか、入ってきますよね。絶対売らんとか、絶対私はそういう話には乗らんということがあるにもかかわらず、行け行けどんどんで先へ行かれて、後の始末はどうされるかということを事前に考えたことがありますか。私は再々これを質疑いたしておりますが、皆さんは地元の地権者の方の意見も聞かんと行け行けどんどんで、売ってやると言われたから、売ると言われたから設計委託までして、予算までつけた分を未執行で流して、それが1回や2回なら私は黙っていますよ。ずっとそういうことがあるでしょうが。ボーリング調査して設計委託して、何千万か錢を突っ込んで。それが将来できる見込みがあったら私はいいんです。皆反対されるのに、なぜそこまでやってやらにゃいけんのか。後々私の一般質問でもありますが、なぜ地元の意見を聞いて、これがだめなら、それじゃこっちをやってみようと、なぜその努力をされんのですか。私は町長にも部長にも言いましたが、私みたいな若輩者が行っても、それじゃ、何とか協力してやろう、みんなが困っておるなら協力してやろうと言われるような土地もあるんです。なぜそういうことを重視して先々やってもらえんのか。私はそれに、三迫2丁目、3丁目の皆さんの代弁をするんじゃないんだけれども、そういう考えを持ってもらわなかったら、なかなか前へ進まんのです。後々巡回バスの問題も出てきますが、なぜできもせんことを先に先に自分らの意見、自分らの机の上ばかりの計画でやって未執行にするのなら、なぜ町民の意見をもっと重視して、町民のためになるようなことをなぜ先行してやれんのか。そこらの意見を統括して明確な答弁をお願いします。できんところを何ぼやっても一緒でしょうが。ずっと始まって以来、123号線にしても、それだけの町民の理解を得るようになぜ持っていかれんのですか。お願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）崎本議員のご指摘のとおり、地元の調整が非常に難しかったというこ

とで、このたびは143号線につきましては未執行となりました。確かに言われるように、地元の理解が得られるよう、地元の住民にそういうふうな協力がいただけるように、町としてもその道路計画なりを頑張っていきたい、実施についても頑張っていきたいと思います。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）前向きに頑張っていきたいと思いますはいいんですよ。思われるのは何ぼ思われてもいいんです。だけど、そこにかかわっておられる人が絶対協力せんと言われるのを、おたくらが図面をかいて、これは計画でできているから、どうしてもせにゃいけんと言うて前向き、前向きどうのこうのと言われますが、やっても10年たっても前へ進まんことをなぜそこまでこだわってやられますか。これが協力してもらえなかったら、それじゃ、この現在の道路を拡幅して何とかできるように努力するとか、いろんな方法があるから、私はその方法をいろいろ模索して検討しなさいと。ね、町長。海田市駅の問題も一緒でしょう。みんな今までやったらだめじゃ、だめじゃと。JRがだめだ、二度投資はだめじゃと。頭からそう言うて突っぱねられて。同じことじゃないですか。頭から、これをやったらだめ、計画はこれの計画案があるから、これをどうしてもせにゃいけん。ナンセンスじゃないんですか。そこに二、三の人が絶対協力せんと言われる部分をあんたらが何ぼやろう、やろうと言うても、絶対できんのでしょうが。予算をつけちゃ、こうやって未執行、未執行で流して、何が努力して前へ進むって、進めんでしょう。だったら、今のもとの道でも協力してくれるんなら、広うしてそれを先行してやった方が町民が何ぼか喜ぶでしょうが。10年かかって6メートルの道を新しくつけるか、3年かかって今の道を6メートルにするか、どっちが町民のためになりますか。2年か3年で道が広くなるなら、広うした方が得じゃないんですか。町民も喜ぶし。やっぱり町政を預かって皆さんのためにやる町政なら、やっぱりどちらが町民が喜んで、どちらが町民のためになるか、そこらをきちっと考えて計画を立てるのが計画案じゃないんですか。これはもう1回答弁。予算のあれもあるし。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに崎本議員がおっしゃるようなことが多々今まで起きてきております。その点について私は今、とにかく道路拡幅にしても、新しい道路計画にしても、できんものをいつまで待ってもだめだという信念から、先般もいろいろご指摘いただいた部分にも交渉にも行っていますので、これも何年か前に計画した道路の一端だと思いますので、

今後そういうことのないように、ひとつ直接談判をしながら実行していきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。2点です。1点は、資料6の15ページですが、教育費の事務局費の財源振替が行われておりまして、一般財源から、これは国か県の支出金と地方債に財源振替をされているんですけども、これはこういった内容の事業で国か県の支出金がいただけて、ましてや町債だと思うんですが、地方債に切りかえられた理由が1点。

もう1点は、17ページの学校給食費の中学校デリバリー給食事業費で当初予算が2,065万7,000円で、今回減額補正が1,087万9,000円で、実際977万8,000円しか執行できていないわけですが、この問題は、生徒の50%をもし目標とされていまして、その半分の28%ぐらいしか注文されなかったという結果ではないかと思うんですが、来年度予算を見ましても結構高い予算計上をなさっておりますが、アンケート調査とか何か、途中で原因があるのではないかと思うんですが、教育委員会の過去の答弁では、自分のお母さんのお弁当がいいんだから、この執行はかまわないとおっしゃったのであれば、来年度予算は減額でもいいのに、そうでもない予算計上だったと思うんですけども、何かこれは原因があるのではないかと思います、その調査をされたのかどうか。2点質問いたします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）まず、15ページの方の教育費の事務局費の財源振替でございますけれども、これにつきましては、この財源内訳につきましてはアスベストに伴うものでございまして、これについて国の方から国庫補助として起債対応ができると。その中で起債対応の中に事務費も対応になるということで、事務局費の中の事務費で使うということで、あえてここでもって財源振替を行っています。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）中学校のデリバリー給食の少ない原因に対するアンケート調査をやったかのご質問でございますが、やっておりません。

○議長（原田）半額以上も減額になった理由は何でしょうか。学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）これは当初予算では、先ほどご質問にありましたように、生徒、教職員数の約50%で予算措置をしております、実績ではその半分、約50%の執行

になって、その2分の1を今回減額するというところでございます。その主な原因としては、それぞれの申込者のお考えによることというふうに理解をしております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）先ほどの事務局費、答弁ではアスベストに対する工事請負の補助金が出まして、それも事務局費も手当ができるということでその財源振替をされているんですけども、もともとこの項目はなかったはずですよ、財源が。アスベストに対する事務局費という項目はなかったはずなんです。突然アスベストの問題が起これまして、国から補助がおりるということで、急きょ、年内に事業を上げられたと。これはいいことですから、決して何も言うことはないですし、先ほどの答弁からいきますと、そのための事務局費も手当ができるということでその財源を振り替えられているんですけども、もともとこれに対する当初予算に計上予算はないわけですよ。振り替える予算はなかったのではないかと私は思うんですが、それはまず一般財源に上げてからこちらに行かないといけないという計上の仕方であれば理解できるんですが、その辺、1点。

今、学校デリバリー給食なんですけれども、保護者の考えでということですが、じゃ、恐らく50%もお弁当を注文されるであろうという、初めに当初予算にこれだけ計上された根拠は、当初予算に何の根拠があって予算計上なさったんでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）事務局費の財源振替についてでございますけれども、議員さんがご指摘のとおり、本来であれば、予算計上があったものの振り替えが本来だと思いますけれども、今回につきましては既に執行等、今の既存の事務局費の中の予算でもって執行できておりますので、それをもってその分だけを振り替えて財源手当したということでございますので、基本的には今回のアスベストに伴う費用について1%分が事務と見られまして、これについても繰り越し事業になりますので、非常にシビアなところがございまして、あえて今回はそういうふうに既存の増額補正をせずに、既に執行しておりますので、執行した部分の予算についての一般財源分を振り替えて国庫あるいは起債で対処したということでございます。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）学校給食費の、学校給食という1つの施策、これは文科省等の補助等がついてくるわけですけども、この1つの目安として五、六十%以上のいわゆる注文率がほぼそういった補助事業に該当するという一定の基準がございます。そう

した形の中で私ども、実績は確かに低うございますけれども、その実績のまま上げていきますと、やはりそういったところに若干問題が起こる可能性もあるのかなということがございます。そうした中で本来の学校給食が目指しておるところで照準を当てましてから、50%という予算を計上しておるところでございます。

○議長（原田）ほかに。桑原議員。

○6番（桑原）1点質問いたします。全般的なことなんですけれども、今回の補正予算で2,828万4,000円という計上がなされています。これは、年度全般を通じてやれば差引き4,076万3,000円の補正予算を組むことになると思うんです。それで、年間を通して7回、補正予算を組んでおられます。だから、定例議会はもちろん、臨時議会も皆とにかく補正予算が出るのは当然のように思われるわけですが、しかも補正減と補正増がいろいろ出ているわけです。それで、質問したいのは、12月議会では1,800万余、補正減をなさっていますね。それが今回、それまででいきますと2,800万補正減になっているのが、今回の2,828万4,000円があるために4,076万3,000円という、年間ではプラスになっています。こういう、補正の回数と、しかも金額もまちまち、おまけに増、減と、いろいろ出てくるわけです。これは地方財政の宿命的なものなのかどうか。技術的に一般論で言えば、補正予算というのは一番最後の議会で一括、足りなくなった分を補正するというように私は今まで思っていたわけですが、こういう毎回議会に出て、しかも増減を補正でやるというのは何か理由があるのでしょうか。技術的な面も含めてお願いしたいと思います。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）補正予算の考え方でございますけれども、議員ご承知のとおり、補正予算につきましては、予算の調整後に生じた既定の予算の追加または変更、それに伴うものについては政策変更とか、あるいは緊急的な措置をする必要があるものについてこれまでも随時行っているところでありますので、これについて年度最後に1回だけということとはございませんで、それについては通常、年4回の定例議会、また、必要であれば臨時議会を開いても対応できるようになっておりますので、そういう面で額の増減についてはその時々行政需要に応じたものに発生するものと考えております。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午後12時00分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。第 4 号議案、平成17年度海田町一般会計補正予算を議題とし、続行いたします。ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○2 番（三宅）2 番、三宅です。資料の16ページなんですが、東小学校のアスベスト除去工事と海田中学校のアスベスト除去工事。検出されたところが東小学校は6カ所、海田中学校は2カ所ということで、それで、まず、今回上程されて早急ということだろうと思うんですけども、東小並びに海田中学校、実際の工事ははっきりといつになるのか。それから、東小に関しましてはここに工事箇所図もありますけれども、4 階の予備室の天井、これが入っていないように思うんですけども、これはどうするのか。それと、東小学校の調査箇所の一覧の中に東小学校 B 棟の北側渡り廊下の天井、検出されずですけれども、並びに陶芸用の窯、これも検出されずですけれども、もしあれだったら今回一緒に除去をされたらいいんじゃないかと思うんですけども、その辺をお伺いします。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）まず、1 点目の工事の時期でございますけれども、本年度の長期休業中、夏休みを利用してやる予定でございます。2 点目の4 階の予備室の天井でございますが、これについても実施する予定としております。それと、3 点目の渡り廊下並びに陶芸窯でございますけれども、これについては検出されておきませんので、今回は対象にしておりません。以上でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2 番（三宅）2 月に委員会の方で現地を確認してきたわけなんですけれども、一応ビニールかシートをテープでとめて囲い込みはされておりますけれども、やはり夏ということになりましたら、まだ相当時間がありますので、私の希望としてはできるだけ早く、春休みの間にできるものならしていただきたいという気がしています。どうしてかといいますと、途中で、夏までというと、まだ期間が5 カ月とかありましたら、お子たちがさわったり、何かの拍子で風とかいろいろで舞ったり、それから、湿気を吸ってその張っているところのテープが外れたりとか、そういう懸念がありますので、検査自体の結果が出るのがかなりおくれていますので、やはり早急な対応を、実際に委員会で見て回

りまして、早くという気持ちが強いわけです。それで、もう一度聞いておきますけれども、春休みには休みが短いわけなんですけれども、除去はできないかどうか、もう1回聞きます。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）工期の関係、先ほど申しあげましたけれども、海田東小学校等につきましては約1カ月等かかってまいります。そうした中で、春休みを利用ということにつきましては期間が足りないということでございます。そうした中で今回、繰越明許させていただきながら、この夏休み、長期休業中を利用してやるということで考えております。以上でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に、14ページの駅南口土地区画整理事業のところ未執行が2つあるんですけれども、やはり10何年もたって、どんどん仕事をしてやっていただきたいということで、960幾らも未執行ということで、都度とにかくどんどんどんどんというて言っておりますけれども、実際に残してというか、仕事は予定どおりで残ったのかどうか。私たちの地権者の思いからしますと、いっぱいいっぱい使って仕事をどんどんしていただきたいというところで。それで、よそでもやっぱり校舎でも亀裂が生じて舞っているところがあるんですよ。残すようだったら、そちらへ回してやれば、中学校の校舎でも直るわけなので、残ったいきさつの経過をお聞きしておきたいと思います。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（金子）南口の区画整理事業で未執行があるということでございますけれども、一応未執行になっております海田市駅周辺まちづくり住民合意形成等支援事業委託料と、それから海田市駅南口地区基本設計書作成業務委託料でございますけれども、最初のまちづくり住民合意については、これはワークショップをやるというものでございまして計画しておったものでございます。それから、基本設計においては道路等の基本設計をやっていくということなんでございますけれども、これは県と国との協議が実際に調わなかったために、未執行になっているということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第4号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、第5号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、東部浄化センター維持管理負担金の確定による不用額の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,827万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,795万6,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜）それでは、第5号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。資料8「補正予算説明書」の1ページ、歳入をご覧いただきたいと思います。分担金及び負担金の下水道事業費負担金を428万5,000円減額しております。これは、受益者負担金の賦課面積等の減少によるものでございます。次に、使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、大口需要者等の下水道接続が予定より少なかったため、2,000万円減額するものでございます。また、施設管理手数料でございますが、指定工事店の新規登録の増によりまして11万円増額するものでございます。次に、繰入金の一般会計繰入金でございますが、前年度からの繰越金の精算により67万2,000円を減額するものでございます。次に、2ページをお願いいたします。2ページの繰越金につきましては、前年度決算における繰越額の総額をすべて予算計上するため、未計上分2,905万6,000円補正するものでございます。次に、諸収入の水洗便所普及資金貸付金元利収入でございますが、新規貸付金利用者等の減によるもので、214万3,000円減額するものでございます。次に、諸収入の雑入の雑入につきましては、指定工事店新規登録増に伴います排水設備要領の売り払い部数増によりまして4万4,000円増額するものでございます。また、雑入の消費税還付金でございますが、精算により還付金額が確定いたしましたので、148万1,000円減額するものでござ

ございます。次に、町債の下水道事業債でございますが、2,890万円減額するものでございます。詳細につきましては議案で説明いたします。

続きまして、4ページの歳出でございますが、最初に総務費、総務管理費、一般管理費の報償費でございますが、32万4,000円減額するものでございます。これは、受益者負担金の賦課面積が減少したこと、及び前納される方が少なくなったことにより前納報奨金に執行残が生じたものでございます。次に、委託料でございますが、水質検査委託料及び下水道台帳作成事務委託料の入札執行残により73万9,000円減額するものでございます。次に、水洗便所普及費でございますが、貸付制度の利用者が減少したことにより1,065万8,000円減額するものでございます。次に、事業費、下水道事業費、公共下水道整備費の委託料でございますが、これは認可変更図書作成及び実施設計業務の入札執行残を182万円減額するものでございます。続きまして、工事請負費につきましても、雨水整備工事の入札執行残を300万円減額するものでございます。また、負担金補助及び交付金につきましては、東部浄化センターへの流入量が予定より少なくなる見込みでございますので、950万円減額するものでございます。次に、公債費、償還金利子及び割引料でございますが、平成16年度の借入額及び借入利率が予定より低かったため、223万円減額するものでございます。

続きまして、第5号議案をお願いいたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,827万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,795万6,000円とするものでございます。次に、第2条の地方債の補正でございますが、議案3ページをお願いいたします。流域下水道事業債を640万円減額し4,020万円とし、流域関連公共下水道事業債を2,280万円減額し3億6,450万円とし、資本費平準化債を30万円増額し2億2,320万円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第10、第6号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第6号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について。平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、高額医療費拠出金の額の確定により不用額の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ189万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,706万5,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 住民課長。

○住民課長(貝原) それでは、第6号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。資料9の「補正予算説明書」をお願いいたします。それでは、歳出からご説明いたします。4ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費のうち一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費は財源振替でございます。一般被保険者療養費の89万7,000円は、はり・きゅうや補装具などに係る療養費が当初見込みより増加し、予算の不足が生じたため、増額するもの。退職被保険者等療養費の76万1,000円も同様でございます。次の一般被保険者高額療養費については財源振替となっております。5ページをお願いいたします。出産育児諸費、出産育児一時金のマイナス240万円は、出産件数が見込みを下回ったため、減額するものでございます。次の老人保健医療費拠出金及び介護納付金については財源振替でございます。共同事業拠出金、高額医療費拠出金の115万6,000円は、拠出金の額が確定し、当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。6ページをお願いいたします。積立金の1,000円は、積立金となる基金利子が増加したことによるものでございます。

続きまして、歳入予算について説明させていただきます。1ページをお願いいたします。国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金の現年度分のマイナス8,802万4,000円は、療養給付に占める高額療養費の割合減による給付率の低下及び定率国庫負担の一部が県支出金へ移譲したことによるものでございます。県支出金、県補助金、財政調整交付金の5,900万1,000円は、定率国庫負担金の一部が県支出金へ移譲したことにより新

設されたものでございます。共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金のマイナス534万1,000円は、交付金の額が確定し、当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の1,000円は、基金利子の増加によるものでございます。2ページをお願いいたします。繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金の135万5,000円は、軽減対象世帯が見込みより増加したため、増額するものでございます。出産育児諸費繰入金のマイナス160万円は出産件数が見込みを下回ったため減額するもの、財政安定化支援事業繰入金の370万4,000円は国の財政安定化支援事業繰入算定額が決定したことにより増額するもの、一般会計繰入金のマイナス1,946万7,000円は福祉医療分算定額が見込みを下回ったため減額するものでございます。基金繰入金の4,436万6,000円は、一般被保険者の療養給付費及び介護納付金等の財源の不足を補うため、繰入れを行うものでございます。繰越金の63万2,000円は前年度繰越金でございまして、当初予算額及び9月補正予算額を引いた額となっています。3ページをお願いいたします。諸収入、雑入、一般被保険者第三者納付金の308万3,000円及び退職被保険者等第三者納付金の29万5,000円は第三者行為による損害賠償金からの医療費返還分、一般被保険者返納金の9万8,000円は国保資格喪失後の国保保険証使用による医療費返還分でございます。

それでは、第6号議案、議案書をご覧ください。海田町国民健康保険特別会計補正予算として、歳入歳出それぞれ189万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,706万5,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第6号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第6号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第11、第7号議案、平成17年度海田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第7号議案、平成17年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）について。平成17年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、医療給付費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,772万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,941万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）それでは、第7号議案、平成17年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。資料10の「補正予算説明書」をお願いいたします。今回の補正予算の主な内容でございますが、受給者のうち特に2割負担者分の医療給付費が当初の見込み額を上回る状況に伴い、全体の給付費が不足する状況となりましたので、増額するものでございます。

それでは、歳出予算よりご説明いたします。2ページをお願いいたします。1款1項医療諸費、1目医療費給付費、扶助費の2,772万9,000円の増額は、受給対象者のうち一定以上の所得のある受給者は自己負担割合が2割となりますが、今回、2割負担者分の医療給付費が当初の予定を上回るものとなり、全体の給付費が不足することに伴う予算措置でございます。

次に、1ページからの歳入についてのご説明を申し上げます。1款1項支払基金交付金、1目1節の医療費交付金の3,406万4,000円については、2割負担者分の医療給付費が当初予定を上回ったことによる増額でございます。ちなみに、制度上、2割負担者分の医療給付費については、社会保険、共済保険等から拠出されます支払基金交付金で賄うものとなっております。次に、2款国庫支出金の422万3,000円の減額、3款県支出金の105万6,000円の減額、4款繰入金、一般会計繰入金の105万6,000円の減額については、国、県、町の公費負担が今年度の最終見込み額より当初の予定を下回ることによる予算措置を行うものでございます。

第7号議案書をお願いいたします。歳入歳出予算それぞれ2,772万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ22億8,941万円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。前田議員。

○ 1 3 番（前田）参考までに、今の 2 割負担者が増えたということですが、中には 3 割負担という方もあるわけですが、漠然と 1 割、2 割、3 割負担者がどれぐらいの数字になっているのか、お尋ねします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）2 割負担者が約 8.8% ですから、残りが 1 割負担者ということになります。以上でございます。

○議長（原田）前田議員。

○ 1 3 番（前田）言い方が悪かったのか。漠然と人数というか、数字がわかれば。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）17 年 12 月現在で申し上げますと、2 割負担者が 193 名、1 割負担者が 2,200 名となっております。以上です。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 7 号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第 7 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第 7 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第 12、第 8 号議案、平成 17 年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 8 号議案、平成 17 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について。平成 17 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、施設介護サービス給付費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ 2,766 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 5,509 万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村） それでは、第8号議案、平成17年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。資料11の「補正予算説明書」をお願いいたします。今回の補正予算の主な内容でございますが、介護保険制度改正により、平成17年10月から実施の介護保険施設等における居住費及び食費については在宅の方と同様、保険給付の対象外とし、原則自己負担になることに伴い、保険給付費の施設介護サービス費を減額する予算措置を昨年の9月定例議会で行っております。しかしながら、10月からの実績額が予定した見込み額を下回る結果となり、施設介護サービス費が不足する状況となりましたので、増額補正を行うものでございます。なお、増額への財源としましては、保険給付費を賄う支払基金、国・県からの法定負担分や前年度の追加交付金などでございます。

それでは、歳出予算よりご説明いたします。3ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金の2,766万6,000円は、施設入所者が居住費と食費が原則自己負担となることに伴い、減額措置したものの、各月の実績等で不足が生じる状況となり、増額するものでございます。また、3款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、25節の積立金の1,000円の増額は、基金利子が当初分を上回る状況となりましたので、予算措置するものでございます。

次に、1ページからの歳入についてご説明申し上げます。3款1項支払基金交付金、1目1節の介護給付費交付金の953万4,000円は、保険給付費の増額による法定負担分の32%と前年度交付金の追加交付分を合計したものでございます。また、1項国庫負担金の598万9,000円は、保険給付費の増額による法定負担分の20%と前年度交付金の追加交付分を合計したものでございます。また、1目調整交付金の43万3,000円は、保険給付費の増額による法定負担分の3.52%でございます。また、1項県負担金の374万3,000円は、保険給付費の増額による法定負担分の12.5%と前年度交付金の追加交付分を合計したものでございます。2ページをお願いいたします。6款財産収入、1目1節利子及び配当金の1,000円の増額は、介護給付費準備基金利子の増額によるものでございます。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金の153万9,000円は、保険給付費の増額による法定負担分の12.5%の増額でございます。2項の基金繰入金の204万2,000円は、保険給付費の増額に伴い、基金から繰入れるものでございます。また、8款繰越金の402万6,000円は、保険給付費の増額に伴い、前年度の決算剰余金から基金積立金を差引いた繰越額で

ございます。

議案書をお願いいたします。歳入歳出予算それぞれ2,766万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ11億5,509万円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第13、第9号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第9号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第4号）。平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、建設改良費の浄水設備整備費中、覆蓋工事に係る設計委託料を減額補正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜）それでは、第9号議案、平成17年度海田町水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。資料12の1ページをお願いいたします。資本的支出でございますが、建設改良費の浄水設備整備費を320万円減額いたしております。これは、当初予算で蟹原浄水場の安全対策のため、ろ過池に覆いをする設計委託料を計上し、ご了承をいただいておりますが、昨年7月から8月にかけて発生いたしました赤水が蟹原浄水場のろ過池に起因するものではないかと思われることから、覆いをする工事に先行いたしましてろ過槽の調査を実施し、ろ過池の改修の必要性を判断することが先決であると考えまして、今回、覆蓋工事の実設計委託を中止するもの

でございます。

なお、3 ページから 4 ページにかけましては本年度の予定貸借対照表を沿えております。また、それ以降のページには基礎資料といたしまして、資本的支出の見積基礎を上げておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、第 9 号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第 2 条の平成 17 年度海田町水道事業会計予算第 4 条の予定額は、資本的支出を 320 万円減額いたしまして 1 億 9,267 万 7,000 円とするものでございます。なお、括弧中につきましては、資本的支出額、不足する額、及び建設改良積立金を、それぞれ 320 万円減額するものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12 番（崎本）1 点だけのあれで、執行残みたいなのですね、せんかったんじやから。ということは、これが原因で、これをやらなかったらこれ、そういうことは前もってわからんのですか。わかっておったら、それはするじゃろうが、水道はみんなの命にかかわる問題で、赤水が出るのに、これをせんかったけん、それでいいと、そういう簡単な問題じゃないと思うんじやが、今後もしかそういうことがあったらまたこういう同じような予算を計上するか、せんか、そこを明確に。そこらはやっぱりみんなにかかわることじやから。せんかったけん、ええという問題じゃない。そこらのひとつ説明をお願いします。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）本来であれば、有蓋の設計委託を今年度に出したかったということなんですけれども、ご存じのように、昨年 7 月から 8 月にかけて赤水を発生させてしまい、その原因がどこにあるかということを追及してきたんですけれども、ろ過池の方に閉塞状態が出ているのではないかということが 1 回目の調査でわかりましたので、それをふたをかけてしまいますと、今度また砂利の敷き戻し等に非常に不便になりますので、その原因がまずどこにあったのかということを確認させて、それからでも遅くないという判断をしました。その調査につきましては来年度行って、もし浄化槽の方に原因があるとすれば直ちにその原因を修理していくという方針で進めております。それを完全に直した後でふたを閉めていこうということにしておりますので、今年度につきましてはその実施については取りやめということでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）その300何ぼという予算の説明の中で、みんなに安全な水を飲んでもらうために、安全性のためにふたをつけるという処置で300何ぼ投じられて、このたびは赤水対策が何になるかわからんから、そういう対策をするのに、その対策が見つかるまでふたをする分をやったら、またどけるのに面倒くさいからそれをやめたということでしょう。ということは、安全性の問題はどうでもええかということ。逆に考えたらそうでしょう。安全性のためにふたをせにゃいけんかったらふたをして、その対策をするのにふたを取るなら取る。判断をするときにはふたを取って検査すりゃええじゃないですか。それじゃ、おたくが言われるのは、安全性のためにふたをするのに、それを、赤水対策のあれを調査せにゃいけんためにふたをしたのをまたどけて調査せにゃいけんから、それが面倒くさいけん、それは調査がわかってから安全対策でまたふたをしますと。そうしたら、町民の安全対策はどうでもええかと。1年も2年もせんでもええものを安全対策ってないんじゃないですか。そこらの考え方はどうですか。いや、普通のものじゃったらいいんですよ、それは。町民が安全な水を飲むために安全対策で300何ぼでふたをして、安全対策のために予算を講じた分を、赤水対策が出たから、赤水対策の調査の方が先じゃから安全対策はどうでもええわというような意味に聞こえるじゃないですか。そこらをもうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）水道の事業はあくまでも安全でおいしい水を安定的に供給するというのが大原則です。赤水を出したということは、安全でおいしい水を出さなかったということです。ですので、まず基本に返って、安心して飲める水を供給する、これが第1の水道事業の目的です。安全は当然考えております。ただ、安定的においしい水が供給できないということがわかりましたので、そちらの原因の方を先に解決をして、その後、より安全な方向に持っていきたいということです。有蓋施設は本来的には早くやりたいんです。ですけれども、もし浄化施設がすべて閉塞しているということで全面改装するということになれば、ふたをかけたものがまたむだになってくるということです。浄化槽の方の原因を完全にとめてしまっ、それからふたをしていきたいという考え方から、今年度の業務設計の委託は中止をしたということでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私はそういうことを言うておるんじゃないんです。予算をつけるときに、

安全が1番、2番というような順番はないでしょうが、赤水の方が優先するから、安全で、こっちの方に何か物が入ったら、その物が何かわからんと。それは、その物が入った場合によってそっちの方が優先する場合もあるんじゃないですかということです。あんたの説明が悪いから私は言うんじゃが、安全に1番、2番はないでしょう、人が飲むのに。何が混入されるかわからんでしょう。それを、赤水の方が先決問題じゃけん、それが安全で第1じゃと言われたら、もしかだれか他人が、ふたをかけてあった、混入物や何かをまぜたら、その方が安全かどうかかわからんでしょう。だから、物の言い方に、安全に1番、2番はないじゃないですかということを言いよるんです。わかりますか。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）安全に1番、2番がないのは、それは重々承知しております。ですから、先ほども申し上げておりますように、水道事業につきましては安心して飲むお水を供給するというのが第一義的なものでございますから、今現在、赤水が発生した原因が浄化施設に原因があるのではないかと疑われているわけですから、そちらの方の原因を先に解決して、それから、より安全な有蓋施設をしていくということでございます。有蓋施設をしなかったから安全でないかと言われますけれども、それまでに水質検査なり出口の検査もしておりますので、安全については二重、三重のチェックをかけておりますので、今現在でも安全な水は確かに供給できる体制にあります。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、今の話も、わかったような、わからんような話なんですけれども、結論から言えば、その原因が特定されていない、こういうことになりますね、わかりやすく端的に言うと。だから、私はこれも前にも何回も言うておるんですが、国信浄水場を含めて耐用年数がもう来ておるんだと。だから、いろんなところに起因する部分があってこの赤水の、前回、堀川町の方までずっとかなりの広範囲にわたって起きたと。なおかつ、それが特定できない。ということは、施設に原因があるんじゃないかと。こういうことなので、何か知らんが、シートか屋根、ビニールか何かで隠す、もちろんそれも緊急で必要だろうけれども、もっと抜本的対策を講じる必要があるんじゃないかと。その場しのぎの、先ほど来も言うておるが、何かその場逃れの答弁をしておるというようなことを言いよるわけだが、そこらの抜本的な考えを、2つ一遍にやれと言うたら、これははっきり言って、どうにもならんことです。それぐらい私もわかるので、少なくとも、ああいう露天というか、崎本議員も言うておるように、ああいう危

険が簡単に想定できるようなところからやっぱり施設を変えにやいかんのじゃないか、その考えを聞きたい。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）水道事業を行っていく上ではそういう考え方を十分持ってやっていっておりますし、やっていかなければいけないと思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）それについての考えを、今から抜本的に本気で前向きにいくのか、今の中途半端な、新年度の予算にもやるけれども、そこらの考えを緊急に入れていかにやいけんのじゃないかと言うんですが、そこらは入っておるのかな。そこまで逼迫したものを考えておるかどうかということです。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）先ほどから申し上げてますとおり、浄化施設に原因があるとなれば、これは抜本的な対策が必要ですので、新しい施設にするか、すべての浄化施設についてやり直していくかということはまた考え直していかなければいけないというふうになってくると思います。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。桑原議員。

○6番（桑原）よくわからないんですが、要するに発生原因がどこにあるのかわからないということですか。そして、それはどのぐらいかかるんですか、原因がわかるのは。今こうやっている間もいろいろ調べておられるんでしょうけれども、そんなに長くかかるのでは、今いろいろ議論なさっているように、安全性が保証できないんじゃないかという気がするんですが。要するに、原因がいつわかるわけ。わからない、わからないです。ずっといったら、繰り返しになるだけじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）今回の赤水については、浄化施設の閉塞が原因であろうということはおらかたわかっておりますけれども、この閉塞状態の程度が、極端に言いますと、浄化槽の下に敷いてあります石とかれんがとか、いろんなものを敷いてそれで浄化してきておるわけですが、これをすべてひっくり返して直していかなきゃいけないものか、あるいは上だけ、表面だけを改良していけばいいものか、そこらの原因がまだわかっておりません。浄化能力が閉塞状態を起こしているであろうことはもう大方検

討はついておりますけれども、この施設をすべて改修しなければいけないのか、一部で済むのか、これがまだわかっていないので、抜本的な対策は、それを見て、すべてを改修するか、一部改修で済むかという結論を出していきたいと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）要するに、繰り返しになるんですけれども、本当にわからないんですか。

どこかに委託しているのかどうか知りませんが、今のそういう医学的なあれからわかるんじゃないんですか、それは。それは早急にやるようにはできないんですか。要するに、いつ発生したんですか、その赤水とか何とかというのは。それで、今までどのぐらいたっているんですか。その期間の間、どういう検査なり調査なりをなさったのかどうか。今の保健とか医学的な見地から見て、そんなにわからないはずはないと思うんですけれどもね。本当にいつ発生して、今までどういう調査をなさって、そこの箇所はそうだろうというんじゃないくて、はっきりわかっているなら、対策は出るんじゃないんですか。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）先ほどから申し上げておりますように、原因は蟹原浄水場の緩速ろ過池が閉塞を起こしたのが一義的な原因であろうということまではわかっております。ただし、この施設のすべてを改修するか、一部改修で済むのかという最終的な判断は、もう一度最終的に最後まで掘ってみないとわかりませんので、来年度、調査をして、その結果を見て対策を考えていくということです。原因はわかっております。蟹原浄水場の浄化施設の閉塞が原因でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は14時。

午後 1 時 4 7 分 休憩

午後 2 時 0 0 分 再開

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第14、施政方針について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）本議会に提案しております平成18年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。

平成18年度の国の予算は、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化、及びデフレの克服、民需主導の持続的経済成長の実現を図るため、予算編成に当たっては、小さくて効率的な政府の実現に向け、従来の歳出改革路線を堅持・強化することとされています。このため、三位一体の改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革、政策金融改革等の構造改革について、順次予算に反映させることとしています。また、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出の水準について前年度よりも減額し、厳しく抑制を図ることとされています。

また、地方財政については、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。このため、地方財政計画については国の歳出予算と同様に、財源不足額の圧縮を図る一方、国と地方の信頼関係を維持しながら、三位一体の改革を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することとされております。

本町の財政状況におきましても、三位一体の改革による国庫補助負担金の減少や、合併を前提として実施した事業の元金償還の始まりなどにより、大幅な財源不足が見込まれております。そのため、行政改革実施計画や財政健全化計画を策定し、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、持続可能な財政への転換を図るため、事業の見直しや経費の削減等を図ったところであります。これらの取り組みにより確保した財源を第3次海田町総合基本計画に基づく事業や子育て支援のまちづくりへの取り組みへ重点的・効率的に配分し、町民の期待に応えられる施策の推進を図ることを基本方針として予算案を編成いたしました。

まず、第3次海田町行政改革大綱に示しております簡素で効率的な行政経営へのシステム転換を目指した行政改革の推進につきましては、昨年策定いたしました行政改革実施計画をもとに、平成18年度を改革元年と位置づけ、改革の成果を生み出す年にしていきたいと決意を新たにしております。改革項目の中には痛みを伴うものや時間を要するものもありますが、職員はもとより、議員各位をはじめ、町民の皆様と力を合わせて確実な改革の推進に努め、この局面を乗り切り、町民の負託に応え、自立した海田町の推進を目指してまいります。

昭和31年9月、海田市町と東海田町が合併して海田町が誕生し、今年で50年を迎えます。この記念すべき年を町民の皆様とともに祝いするため、町制施行50周年記念式典をはじめとし、NHK特別巡回ラジオ体操やけんみん文化祭の和太鼓の招致、こども議会、海田総合公園を活用して、名誉町民であります織田幹雄先生にちなんだ記念植樹や記念イベントなど、心に残る記念事業を実施してまいります。

行政組織の再編につきましては、組織のスリム化、効率化を一層推進するとともに、町民の皆様との協働を主眼に置き、組織の見直しを行い、現行の5部、14課、1センター、1室、1事務所、34係から、4部、12課、1センター、4室、1事務所、27係とすることといたしました。その主な内容といたしましては、上下水道部を廃止するとともに、行政改革推進課、建設部監理課、上下水道部庶務課を廃止し、組織のスリム化を図ります。次に、昨今の行政課題に対応するため、まちづくり推進課や、住民活動のある住民活動センターの新設をはじめとし、税務課内に国民健康保険税を含めた町税の収納を専門的に行う収税対策室を新設するとともに、福祉課内に、少子化対策をはじめ、子育てしやすいまちづくりを進めるための子育て支援室を新設し、児童クラブの運営を教育委員会から子育て支援室に移すこととしております。また、各課の業務を見直すことにより地域振興課を環境部門も含めた生活安全課に名称変更することとしております。

続きまして、総合基本計画に示された施策の方向に沿って主な事業についてご説明申し上げます。

第1点目は、「一人ひとりが輝くまちづくり」の推進でございます。

急激に変化する社会の中で、生涯にわたって学習者自身が自発的意思に基づいたスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション等の学習活動が行われるように支援に努めます。生涯学習情報誌「いきがいた」の発行は、ボランティアと行政が協働で提供する事業として平成18年度も継続するとともに、インターネットを活用した情報提供を行

い、生涯学習を推進してまいります。また、生涯学習社会における社会教育のあり方について、町民のスポーツ・文化活動のニーズを、学びたいこと、困っていること、望んでいること等を中心にアンケートによる調査を実施し、意見を聞かせていただきます。この調査結果をもとに、今後の社会教育事業を見直してまいります。芸術・文化活動の振興につきましては、高い文化・芸術に触れる機会として「クラシックコンサート」を引続き実施するとともに、町制施行50周年を記念してN響のメンバーによるクラリネットと弦楽四重奏の演奏会と、青少年を対象としたクラリネットの公開レッスンを企画しております。また、町民の自主的な文化団体の活動の育成・支援もしてまいります。公民館では、町民の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した多様な学習機会を提供してまいります。施設の整備につきましては、海田公民館の耐震補強とアスベストの除去を行い、海田東公民館は屋上漏水改修を行います。図書館では町民の教養、生活文化の向上の場として、引続き資料等の整備を図るとともに電気設備の改修を行います。ひまわりプラザでのパソコン講座事業につきましては、学習者の継続的な活動の場を提供してまいります。

次に、学校教育の充実につきましては、21世紀をたくましく生き抜く子どもの育成を目指す上でも、知・徳・体のバランスのとれた成長を促す取り組みが非常に大切であると考えております。基礎学力の定着に根差した確かな学力、豊かな心で人間らしく生きるための道德教育、生徒指導の充実や、生きていく上での根本となる体力の向上等を図りながら学校教育の充実を目指してまいります。また、国の教育改革の動向を注視し、本町の実情に合った教育を推進してまいります。新たな取り組みといたしましては、新入学児童が学校生活に一日でも早くなじみ、生活面や学習面において充実した義務教育を受けることができる基礎を築くため、小学校1年生及び2年生を対象に、各学年で児童数が平均で30人を超える学級について非常勤講師1名を配置し、複数教員による少人数指導を行います。また、児童の学習到達度や理解度を把握検証し、教育指導や児童の学習の改善と充実に取り組んでいくため、小学校2年生から6年生を対象に学力検査を実施します。次に、児童・生徒や学校関係者が病気や事故などで心停止状態に陥った際に速やかな救命措置を行うため、全小・中学校に自動体外式除細動器（AED）を配備いたします。学校図書整備でございますが、児童・生徒の読解力の向上、豊かな感性をはぐくむため、図書資料の充実を図ってまいります。また、小・中学校の国際理解教育推進の一環として実施している英語指導助手の活用でございますが、英語に対する興

味・関心を高めるとともに英語のコミュニケーション能力の向上を図るため、引続き実施してまいります。不登校に対する児童・生徒、保護者に対する相談・指導体制の充実を図るため、適応指導教室の開設と青少年指導員の設置について、引続き取り組んでまいります。学校施設の整備につきましては、海田小学校南校舎の外壁改修をはじめとし、海田小学校、海田西小学校及び海田南小学校の一部校舎の屋上防水を実施いたします。また、海田東小学校体育館の耐震補強を中心に内外装工事を行う大規模改造工事の国庫補助申請を行うため、実施設計図書の作成を行います。次に、学校内外での児童・生徒の安全対策として、学校への不審者侵入に備え、全小・中学校にネット銃を配備いたします。また、全町民から学校安全ボランティアを募り、不審者から登下校中の子どもの安全を確保するための活動を展開してまいります。また、各小・中学校の通学区域の警戒パトロールや各小・中学校への夜間警備員の常駐につきましては引続き実施し、学校及び児童・生徒の安全確保を図ってまいります。

次に、明るく元気な青少年の育成につきましては、地域が一体となって子どもをはぐくむコミュニティづくり活動を推進するため、地域教育推進モデル事業を継続して支援いたします。また、青少年の育成のため、週末や長期休暇中に開催する子ども会球技交歓会等のスポーツや文化活動などの体験活動の場と機会の充実を図ってまいります。児童クラブにつきましては、下校後、保護者等が家庭にいない小学校低学年児童を対象に、引続き基本的生活習慣、道徳性、社会性を育成してまいります。

次に、地域文化の継承と創造につきましては、ふるさと館において織田幹雄先生の偉業を後世に伝える展示として「記録」をテーマに生涯の記録をパネル展示し、早稲田大学の親友・西田修平氏と慶応義塾大学・大江季雄氏の友情のメダルも特別展示とします。また、町制施行50周年記念事業として、これまでの広報紙を中心にした展示、むかしの暮らし展、児童絵手紙展、海田のカルタの制作・展示の各事業を企画しております。また、町の指定の文化財については今後も保護と活用に努めてまいります。

次に、スポーツ・レクリエーション活動の振興につきましては、住民が生涯各期にわたって、ウォークラリーやグラウンドゴルフ等のスポーツ活動を楽しみながら気軽にスポーツ・レクリエーションができる活動機会の充実を図ります。また、町内の自主的スポーツ団体の育成・支援にも努め、交流の機会と環境の整備をしてまいります。

次に、男女共同参画社会の形成につきましては、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重しつつ個性と能力を十分に発揮し、生き生きと暮らすことのできる社

会の実現を目指し、地域活動等や各種施策を総合的視野から計画的に推進することが重要となっております。このため、その推進の基本となる男女共同参画プランの策定に取り組んでまいります。また、社会全体が男女共同参画社会の実現を目指し、関心と理解を深めるため、引続き、啓発や町の各種審議会等の委員への女性の登用にも努めてまいります。

第2点目は、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の推進でございます。

安心して暮らせる高齢社会の形成につきましては、第3期の高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の皆さんがいつまでもお元気で生き生きと生活ができるよう生きがいつくりや健康づくり事業の推進に取り組んでまいります。また、福祉センターにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、海田町社会福祉協議会に管理運営をゆだねることになりました。町民の声を大切にした効率的でよりよいサービスが提供できるものと期待いたしております。次に、高齢者が豊かな経験と知識を生かし、地域活動等において中心となって活躍される老人クラブや、働くことを通じて地域社会づくりに貢献されているシルバー人材センターに対し、引続き支援を行ってまいります。また、高齢者が健康で生き生きとした生活を送るとともに、状態の悪化を招かないよう、引続き生き生きデイサービス、あんしんホットコール、寝具洗濯乾燥消毒サービスなどの介護予防・生活支援事業を実施してまいります。

次に、子育て環境と児童福祉の充実につきましては、少子化の急速な進行や、家庭、地域を取り巻く環境が大きく変化してきている今日、子どもを安心して産み、育てることができ、心身ともに健やかに成長できる環境整備を図ってまいります。次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するため子育て支援サービスの充実を図ってまいります。さらに、児童手当給付対象年齢を現行の小学校第3学年修了前までから小学校修了前までに引き上げ、児童養育家庭の負担の軽減を図ります。また、乳幼児医療費助成制度のうち、入院医療費につきましては、支給対象年齢を就学前児童から小学校6年生までに拡大いたします。保育運営事業につきましては、保育所に同時に3人以上在籍の場合は3人目以降の保育料を無料といたします。また、核家族化が進む中、子どもを持つ家庭の育児不安の解消のため、子育て支援センターを中心とした子育て相談・育児講座等や、特別保育事業であります延長保育・一時保育事業等の充実に努めてまいります。母子保健事業につきましては、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれないために、保険診療外の不妊治療を受けたご夫婦に対し、経済的負担の

軽減を図るため、新たに不妊治療費助成制度を設け、費用の一部を助成いたします。新生児につきましては家庭訪問の充実や乳児健診・育児相談等を引続き行うとともに、「エジンバラ産後うつ病質問票」を用いて、母親の心身の状況を把握しながら、育児不安の解消や児童虐待の未然防止に努めてまいります。

次に、健康づくりの推進につきましては、保健センターを乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層の健康づくりの推進の場として、健康に関する情報の提供、普及、啓発活動の推進、意識の高揚に努めます。特に、生活習慣病予防として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診や保健指導の充実を図り、運動、栄養、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向けた事業展開に取り組みます。また、疾病の早期発見・早期治療を推進するため、がん検診や基本健康診査の受診率向上に努めてまいります。6月・7月と11月・12月の年4カ月間、医療機関で実施しておりました個別基本健康診査を5月から3月まで、ほぼ通年で受けられるよう、住民の健康チェックの機会を増やしてまいります。高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、広島県が実施しております予防接種広域化システムに加入し、県内のどこの医療機関でも予防接種を受けることができるようにします。次に、役場、保健センター、福祉センター及び小・中学校並びに公民館において、来訪者や児童・生徒等が突然心停止状態になったとき、一次救命処置ができるよう自動体外式除細動器（AED）を配備いたします。導入により、不慮の事態が発生した場合の救命率向上が図れるものと考えております。

次に、地域福祉の推進につきましては、引続いて地域福祉の重要性が高まっており、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、福祉活動の充実を図り、地域に密着した、人々に優しい思いやりのあるまちづくりの推進に努めてまいります。障害者福祉につきましては、平成15年度から始まりました支援費制度に代わり、制度上の課題を整理し、安定的な運営を図るため、平成18年度から障害者自立支援法が施行されます。実施に当たりましては、障害者の方々へ十分に配慮しながら新たな制度への円滑な移行を進めてまいります。また、障害者施策が大きく変わるため、障害福祉計画の策定を行い、障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。福祉医療制度は、広島県の補助制度であります。県では制度の安定的な運営を行うため、医療費の一部負担金の導入が図られました。このため、本町でもひとり親家庭等医療につきましては、県制度と同様に一部負担金の導入を行います。重度心身障害者医療につきましては、新たに所得制限を設けることといたします。精神保健事業につきましては、通院医療費助成を引続き行

い、精神障害者の方が安心して治療を受け、地域で安定した生活を送ることができるよう、負担の軽減を図ります。また、心の健康づくり事業としまして、精神保健福祉相談や健康教育を実施し、住民の精神疾患の予防や早期発見に努めてまいります。

第3点目は、「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」の推進でございます。

災害に強いまちづくりにつきましては、曾田・国信地区の排水対策として設置しております竹貞ポンプの電源盤の老朽化によりポンプの起動に支障が起こるおそれがありますので、電源盤を取りかえます。また、近い将来の発生が憂慮されている南海・東南海地震を想定した津波浸水ハザードマップを作成いたします。この結果をもとに、町といたしましても避難経路や避難場所についての見直しを行うとともに、想定される浸水区域やその程度などを住民の皆様に公表することにより、津波警報等が発令されたときの避難経路や避難場所について、平時より考えていただく資料としていただければと考えております。次に、冠水対策につきましては、国信地内の水路をはじめ、町内雨水幹線水路の浚渫を引続き行ってまいります。高潮対策といたしまして、花都側の護岸のかさ上げを実施します。

次に、暮らしの安全と安心の確保につきましては、多発する犯罪から住民を守り、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めていきたいと考えております。特に子どもやお年寄りを犯罪被害から守る事業を重点に取り組んでまいります。防犯対策といたしましては、平成15年度から実施しております夜間防犯パトロール事業が犯罪の抑制に大きな成果があったことから、平成18年度も引続き実施し、犯罪の防止に努めてまいります。あわせて、自治会や防犯組合など、各種団体の皆様が自主的に行われるボランティア活動につきましては、円滑に実施できるよう支援してまいります。交通安全対策といたしましては、引続き、地域ぐるみの交通安全運動を進めていくため、海田町交通安全協会の取り組みを支援するとともに、交通安全施設の整備を進めてまいります。また、新たな取り組みといたしまして、歩行者、自転車などが安心して通行できるよう、あんしん歩行エリアの整備を進めてまいります。また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が一昨年9月に施行されました。この法律では、各市町村においてそれぞれ、国が定める基本指針と県の国民保護計画に基づいた国民保護計画を平成18年度中に策定することと規定されております。海田町においても、本計画の諮問を行う海田町国民保護協議会を設置し、緊急対処事態等に備えた、町域における住民の保護に関する計画を策定してまいります。

海田総合公園につきましては、キャンプ場入り口付近の未整備道路区間について、引続き関係地権者と用地交渉を重ね、平成18年度内の完成を目指しております。河川環境整備事業につきましては、三迫川の右岸堤防において、引続き、国際学院高校前から国道2号までの緑道を整備してまいります。

第4点目は、「環境にやさしいまちづくり」の推進でございます。

環境に優しい社会の実現につきましては、環境基本計画を策定し、地域ぐるみで環境に優しい取り組みがされるよう、環境保全に関する指針等を定めるとともに、地球温暖化防止に関する事業の推進を図るよう努めます。また、地域での環境問題への取り組みは、個々の足元からきれいにしようという行動・実践が大切であると考えます。ごみのポイ捨てや犬のふん害等を防止し、美しいまちをつくるのは町民一人ひとりであることを再認識していただくために美しいまちづくり条例を制定し、快適な生活環境の向上に努めてまいります。

廃棄物処理対策の推進につきましては、ごみの減量化、資源化の重要性を町民の皆様にご理解いただき、ごみの分別徹底を図り、ごみの排出抑制に努めるとともに、プラスチック類の分別収集が実施できるよう検討を進めてまいります。また、大型ごみ等の不法投棄の監視につきましては、町内パトロールを強化するとともに、再資源化の重要性を十分認識していただくなど、責任意識の啓発に努めてまいります。

第5点目は、「にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくり」の推進でございます。

長年の懸案であったJR海田市駅のバリアフリー化につきましては、駅自由通路の南北にエレベーターを整備してまいります。海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、事業区域を縮小し、駅前広場など公共施設及び土地の有効・高度利用が見込める東側の街区の整備をするための都市計画及び事業計画の変更について、引続き地元の方々と協力しながら取り組んでまいります。また、西側の街区につきましては、地元の方々と話し合いをしながら、新たなまちづくり計画を策定してまいります。

都市計画道路新開蟹原線につきましては、大立町から県道矢野海田線までの間の平成19年度完成を目標に平成18年度も引続き用地買収を進めてまいります。連続立体交差事業につきましては、広島県は平成18年度も引続き用地買収を進めることにしておられますので、本町といたしましても、関係自治体と連携を図りながら事業を進めてまいります。生活道の整備につきましては、通行車両の安全性と円滑な通行を確保するための整備を進めてまいります。用地の取得につきましては、三迫地区の生活幹線道路である町

道6号線及び明飛川沿いの町道143号線の用地買収を進めてまいります。工事につきましては、堀川町地内の町道258号線、日の出町地内道路改良を実施してまいります。次に、歩道整備につきましては、歩行者や自転車の安全と自動車交通の円滑化を図るため、大立町地内の町道144号線歩道新設工事を実施いたします。また、道路の維持管理につきましては、ボランティア団体による清掃美化や、緑化作業を行う里親制度を実施してまいります。海田市駅周辺の駐輪対策につきましては、駅周辺における自転車・バイクの放置を解消するとともにJR利用者の利便性を確保するため、引続き自転車等駐車場を運営してまいります。町内循環バスにつきましては、高齢者や障害者等の交通弱者への支援と、町内の公共施設利用者の利便性の向上を図ることを目的として、平成18年度も引続き実験運行を継続します。これまでいただいた、議会をはじめ町民の皆様のご要望をできる限り実現できるよう、調査・研究を行ってまいります。

基幹業務や内部事務などで活用しております電算システムは、平成10年度からの段階的な導入を行ってまいりましたが、新しいオペレーティングシステムがウィンドウズNTからウィンドウズXPに変わるなどの動作環境の変化に対応するため、システムの改修を行います。また、行政の透明性の確保と公務能率の向上を目的として条例等のデータベース化を行い、インターネットを活用し条例等を公開することにより、一層の情報公開を推進してまいります。

第6点目は、「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」でございます。

農業の振興につきましては、生産実態を広く町民に認識していただき、農家の生産意欲の高揚を図るため、農産物品評会を引続き支援してまいります。また、イノシシによる被害の防止対策といたしまして、防除用施設を設置する農家及び有害鳥獣駆除班に対して引続き支援してまいります。

次に、工業・商業・サービス業の振興につきましては、経済情勢は回復基調にあると言われていますが、中小企業者の方々には依然として厳しい状況が続いており、商工業者の経営の安定化と維持発展を図るため、海田町中小企業預託融資制度の活用促進を図ってまいります。また、町内商工業の総合的発展を図り、地域経済の活性化を推進するため、商工会が取り組む経営改善普及事業等に引続き支援をしてまいります。

次に、勤労者の生活の安定と向上につきましては、町内勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、引続き中国労働金庫に対して預託を行い、住宅資金、教育資金、医療費、介護器具購入資金等の低利融資制度の利用を促進し、勤労者福祉の増進に取り組ん

でまいります。

第7点目は、「参加と連携による地域ぐるみのまちづくり」でございます。

住民参加のまちづくりのための新たな取り組みといたしまして、毎月1回町長室を開放し、住民の皆様と身近に語り合うことにより、開かれた行政を進めてまいります。また、広く住民の皆様から町政全般に関するご意見等をお伺いするため、町内の公共施設に意見箱を設置します。このほか、広報活動の一層の充実を図るため、町長のメッセージやイベント情報等を希望者の方にメールで配信する町長メールマガジンを始めてまいります。また、引続き海田町活性化委員会を開催し、行政評価システムの導入など、町の重要なテーマについて委員の方々からご意見をお伺いし、今後の町政運営の参考にしたいと思っております。さらに、住民の皆様との直接対話によるタウンミーティングや、直接、住民活動の現場で意見を交換し合う「ぶらり訪問」を継続して実施し、住民の皆様の豊富な経験などを今後のまちづくりに生かしてまいります。

町税等の徴収対策につきましては、三位一体の改革による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、なお一層の徴収強化が求められることから、税務課に収税対策室を設置し、国民健康保険税とあわせて徴収の一元化及び体制の強化を図ってまいります。また、徴収に携わった国税のOBを嘱託として採用し、個々の事案に応じたアドバイスや実務指導を受けながら職員の意識改革と資質の向上を図るとともに、悪質な滞納事案につきましては差し押さえ等の滞納処分を行うよう強力に進めてまいります。さらに、従来の夜間納付窓口、休日納付相談の開設及び臨戸徴収の実施に加え、納税窓口の拡充と滞納の未然防止を図るため、全国約4万店舗のコンビニエンスストアで町税が納付できるようコンビニ収納を開始し、徴収率の向上を目指してまいります。

公共下水道事業特別会計におきましては、平成18年度も雨水整備及び污水整備を引続き進めてまいります。まず、雨水整備につきましては、蟹原地区の浸水解消を図るため、県道矢野海田線に瀬野川左岸排水区中雨水幹線を延伸してまいります。次に、污水整備につきましては、海田中央第3、海田東第1、海田東第3、及び砂走第1処理分区の上市、成本、石原、寺迫1・2丁目、曾田、国信1・2丁目、畝1・2丁目、砂走地区の幹線整備及び面整備を進めてまいります。これによりまして整備面積は約377ヘクタール、処理人口は約2万4,850人となり、全体面積の61.6%が整備され、人口普及率は83.8%になる予定でございます。

国民健康保険特別会計におきましては、高齢者の加入割合が高くなるなど構造的要因

を抱えており、厳しい運営状況でございますが、医療制度改革に適切に対応し、効率的かつ効果的な運営に努めてまいります。今後とも、国民健康保険事業の安定した運営のため、保険税収納率向上に努め、財源を確保しつつ、医療費の適正化を図ってまいります。また、保健事業におきましては、生活習慣病予防を重点的に行ってまいります。人間ドック健診費の助成をはじめ、医療制度改革大綱でも「糖尿病・高血圧症・高脂血症といった生活習慣病の予防を国民的運動として展開する」とされていることから、新たに糖尿病予防に焦点を当てたヘルスアップ事業を実施してまいります。

老人保健特別会計におきましては、老人保健法の改正に伴い、受給対象者は年々減少し、全体の給付費は若干の減額はあるものの、受給対象者の高齢化等により、受診率が高くなるなど、医療費の抑制が必要となっております。こうした医療費への対応策としたしましては、引続き、受給対象者の疾病分析や医療費の動向を把握し、保健師等と連携を図りながら、重複受診や多受診の抑制に努めてまいります。また、レセプト点検により、医療費の過誤請求の是正や過誤診療の防止を図るとともに、医療費通知等を行い、引続き、医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険特別会計におきましては、平成18年4月から始まる第3期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の適正で円滑な運営を図ってまいります。特に、今回の介護保険法改正の柱であります介護予防重視型システムへの転換に主眼を置き、福祉センターを介護予防拠点施設として位置づけ、健康増進プールや筋力向上トレーニング機器等の利活用を図りながら、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者等への介護予防事業を計画的に実施してまいります。また、高齢者が可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域包括支援センターを福祉センター内へ設置し、主たる業務を海田町社会福祉協議会に委託し、町と一体となって、地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を図ってまいります。また、引続き、要介護認定、保険給付の管理及び介護保険料の賦課徴収事務などの適正化と効率化を図り、制度の充実と適正な保険財政の運営に努めてまいります。

水道事業会計におきましては、水道の使命であります、安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、災害対策のための施設整備を行います。施設整備の主なものとしたしましては、耐震管を採用した管網整備及び浄水場の老朽化した機器の更新を行ってまいります。また、コンビニエンスストアでの水道料金等の収納を4月1日から開始いたします。納付手段と機会を拡大し、使用者の利便性を向上させるとともに、収納率の向

上を図ってまいります。

以上、それぞれの会計における、その概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進させるためには、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町勢発展に邁進する所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）本日は、議事進行の都合上、これにて延会いたします。なお、この後、議会運営委員会を開催していただきたいと考えておりますので、議会運営委員会の委員長の佐中議員、後の取り計らいをよろしくお願いいたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後2時43分 延会